

2023年10月4日

食品衛生分科会

報告事項に関する資料

(2) 報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

- ・ 報告事項の概要…………… 3
- ・ イプロジオン（暫定基準の見直し及び適用拡大申請）…………… 4
- ・ ジメトモルフ（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）…………… 1 5
- ・ パラコート（暫定基準の見直し）…………… 2 3
- ・ フェナミホス（暫定基準の見直し）…………… 3 4

②食品用器具及び容器包装の規格基準の改正について

- ・ 食品用器具及び容器包装におけるポジティブリストの改正…………… 4 2

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○報告事項の概要

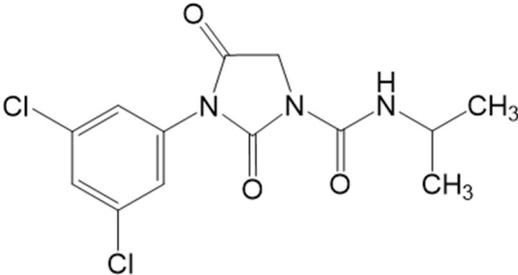
長期暴露評価：長期的な摂取量はいずれの品目・年齢等区分においても ADI（許容一日摂取量）の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。

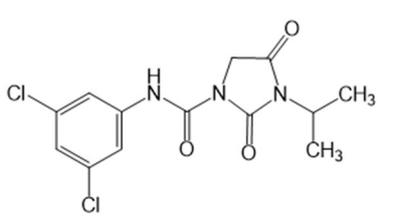
短期暴露評価：ARfD（急性参照用量）が設定されている品目について、各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、摂取量は ARfD を超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
イプロジオン （農薬/殺菌剤）	暫定基準の見直し及び適用拡大申請	非結球レタス	ADI:0.02 mg/kg 体重/日 ARfD：設定の必要なし（国民全体の集団） ARfD:0.9 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 37.4% 幼小児（1～6歳） 69.4% 妊婦 35.4% 高齢者（65歳以上） 42.5% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ジメトモルフ （農薬/殺菌剤）	適用拡大及びインポートトレランス申請	キャベツ、こまつな等	ADI:0.11 mg/kg 体重/日 ARfD：0.6 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 46.3% 幼小児（1～6歳） 73.2% 妊婦 45.1% 高齢者（65歳以上） 52.4% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
パラコート （農薬/除草剤）	暫定基準の見直し	該当なし	ADI:0.0045 mg/kg 体重/日 ARfD:0.0045 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 27.3% 幼小児（1～6歳） 56.2% 妊婦 25.1% 高齢者（65歳以上） 28.5% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
フェナミホス （農薬/殺虫剤）	暫定基準の見直し	該当なし	ADI:0.0008 mg/kg 体重/日 ARfD：0.0025 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 7.7% 幼小児（1～6歳） 23.4% 妊婦 6.5% 高齢者（65歳以上） 9.3% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。

※別紙の答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第 370 号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。

イプロジオン (Iprodione)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ジカルボキシイミド系殺菌剤である。病原菌の細胞膜内でヒスチジンキナーゼを含む浸透圧信号伝達系を攪乱し、病原菌の孢子発芽阻害、発芽管及び菌糸の伸長阻害により、殺菌効果を示すと考えられている。
我が国の登録状況	農薬：なし、もも等を対象作物に登録されている。
基準値を設定する作物等	非結球レタス
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価が行われ、1995年にADIが設定され、ARFDは設定不要と評価されている。国際基準はトマト、もも等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、いちご等に、カナダにおいてばれいしょ、トマト等に、豪州においてもも、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてレタス、トマト等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI (許容一日摂取量) : 0.02 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌。 (発がん性は認められなかった。) 最小毒性量における毒性所見は副腎皮質網状帯細胞微細空胞化) 最小毒性量 6.1 mg/kg 体重/day 安全係数 300 (最小毒性量を用いたことによる追加係数3を使用)</p> <p>発がん性試験において、ラットで精巢間質細胞腫の発生頻度の増加が、マウスで肝細胞腫及び肝細胞癌の発生頻度の増加がそれぞれ認められたが、それぞれの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>(参考) 評価に供された遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験を始め <i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、イプロジオンは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。</p>

	<p>ARfD (急性参照用量) : <u>国民全体の集団 : 設定の必要なし</u> イプロジオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性毒性試験の最小毒性量900 mg/kg 体重であり、無毒性量が得られなかったが、ラット及びマウスを用いた急性毒性試験結果を総合的に判断し、無毒性量はカットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上と考えられたことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。 <u>妊婦又は妊娠している可能性のある女性 : 0.9 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 妊娠 5~14 日/発生毒性試験 (ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は小型胎児数増加等) 無毒性量 90 mg/kg 体重/day 安全係数 100 イプロジオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値はラットを用いた発生毒性試験の無毒性量の 90 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は母動物に影響が認められない用量における胎児の小型胎児数増加及び体壁-臓器間空隙増加であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する ARfD は、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.9 mg/kg 体重と設定した。</p>										
<p>基準値案</p>	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質 : イプロジオンとする。</p>										
<p>暴露評価</p>	<p>暴露評価対象物質 : 農産物にあってはイプロジオン及び代謝物 L【<i>N</i>-(3,5-ジクロロフェニル)-3-イソプロピル-2,4-ジオキサイミダゾリジン-1-カルボキサミド】とし、畜産物にあってはイプロジオンとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 L</p> </div> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1" data-bbox="542 1680 1420 1904"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>37.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>69.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>35.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>42.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	37.4	幼小児 (1~6 歳)	69.4	妊婦	35.4	高齢者 (65 歳以上)	42.5
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	37.4										
幼小児 (1~6 歳)	69.4										
妊婦	35.4										
高齢者 (65 歳以上)	42.5										

	<p>② 短期暴露評価</p> <p><u>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出^{注)} したところ、妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14~50 歳) における摂取量は ARfD を超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 暴露評価対象物質の残留濃度から推定される基準値に相当する値、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>
意見聴取の状況	<p>令和 5 年 2 月 7 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>令和 5 年 8 月 7 日に WTO 通報を実施</p> <p>令和 5 年 9 月 14 日にパブリックコメントを実施</p>
答申案	<p>別紙 2 のとおり。</p> <p>※答申案では、食品、添加物等の規格基準 (厚生省告示第 370 号) において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。</p>

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		3.0		10		※1
小麦		10				
大麦	2	10		2		
ライ麦		10				
とうもろこし		10				
そば		10				
その他の穀類	10	10	○			2.00,4.44(¥)(ほとむぎ)
大豆	0.1	0.2	○	0.1		
小豆類	0.2	1.0	○	0.1		0.01~0.08(n=4)(いんげんまめ)
えんどう	0.1	0.2	○	0.1		
そら豆	0.1	0.2	○	0.1		
らっかせい	0.1	0.5	○			<0.01,0.02(¥)
その他の豆類	0.1	0.2	○	0.1		
ばれいしょ	0.08	0.5	○			0.01~0.041(#)(n=4)
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1				
かんしょ		0.1				
やまいも(長いもをいう。)		0.1				
こんにやくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい	0.7	1.0	○	0.1		0.013~0.30(n=4)
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
かぶ類の根	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
かぶ類の葉	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
西洋わさび	0.1	5.0	○	0.1		
クレソン	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
はくさい	3	5.0	○			0.15~1.16(n=4)
キャベツ	2	5.0	○			0.70,0.90(¥)
芽キャベツ	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
ケール	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
こまつな	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
きょうな	5	5.0	○			0.76,2.66(¥)(みぶな)
チンゲンサイ	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
カリフラワー	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
ブロッコリー	0.01	25	○	25		種子粉衣(野菜類)※1,※2
その他のあぶらな科野菜	5	5.0	○			0.06,1.66(¥)(のぎわな)
ごぼう	0.3	5.0	○			<0.1,<0.1(¥)
サルシフィー	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
アーティチョーク	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
チコリ	1	1.0	○	1		
エンダイブ	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
しゅんぎく	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25	10	○・申	25		
その他のきく科野菜	5	5.0	○	0.1		0.40,1.56(¥)(くちしゃ)
たまねぎ	0.3	0.5	○	0.2		0.01~0.14(#)(n=4)
ねぎ(リーキを含む。)	4	5.0	○			0.189~1.56(n=4)
にんにく		0.1				
にら	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
アスパラガス	3	5.0	○			0.86,1.15(¥)
わけぎ	3	5.0	○			0.58,0.93,1.08
その他のゆり科野菜	5	5.0	○			1.96,2.65(¥)(葉たまねぎ)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
にんじん	1	5.0	○			0.14,0.34(¥)
パースニップ	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
パセリ	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
セロリ	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
みつば	5	5.0	○			1.68,1.92(¥)
その他のせり科野菜	3	5.0	○	0.1		0.7,1.4(¥)(あしたば)
トマト	6	5.0	○	5		1.0~2.6(#)(n=4)(ミニトマト)
ピーマン	15	10	○			1.04~6.72(n=7)
なす	4	5.0	○			0.40~2.77(n=9)
その他のなす科野菜	5	5.0	○			1.5,2.9(¥)(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	4	5.0	○	2		0.8,1.32,1.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	4	5.0	○			(きゅうり参照)
しろり	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
すいか		10	○			
すいか(果皮を含む。)	2		○			0.455,0.571,0.682
メロン類果実		10	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	8		○			1.12~3.70(n=4)
まくわり		10	○			
まくわり(果皮を含む。)	0.01		○			種子粉衣(野菜類)※2
その他のうり科野菜	0.2	5.0	○			<0.05,<0.05(¥)(漬物用メロン)
ほうれんそう	0.01	5.0	○			種子粉衣(野菜類)※2
たけのこ		20				
オクラ	2	5.0	○			0.59,0.99(¥)
しょうが	0.1	5.0		0.1		
未成熟えんどう	20	25	○	2		2.64,10.6(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	2	5.0	○	2		
えだまめ	6	5.0	○	2		0.01~2.43(n=4)
マッシュルーム		5.0				
しいたけ		5.0				
その他のきのこ類		5.0				
その他の野菜	10	20	○	2		1.6,4.4(¥)(未成熟ささげ)
みかん		10				
みかん(外果皮を含む。)						
なつみかんの果実全体		10				
レモン		10				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		10				
グレープフルーツ		10				
ライム		10				
その他のかんきつ類果実		10				
りんご		10				
日本なし	5	10	○			0.05,2.28(¥)
西洋なし	5	10	○			(日本なし参照)
マルメロ		10				
びわ		10	○			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	15		○			3.16,4.98,6.22
もも		10	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	20		○	10		2.23~9.63(#)(n=5)
ネクタリン	15	10	○			2.9,3.2,6.12(#)
あんず(アプリコットを含む。)	15	10	○			3.02~5.76(n=5)
すもも(プルーンを含む。)	2	10	○			0.67,0.88(¥)
うめ	5	10	○			0.72,1.90(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	20	10	○	10		3.34~8.24(#)(n=15)

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
いちご	10	20	○	10		
ラズベリー	30	5.0		30		
ブラックベリー	30	12		30		
ブルーベリー		15				
クランベリー		12				
ハックルベリー		12				
その他のベリー類果実	5	25	○			1.5,2.3(¥)(ふさすぐり)
ぶどう	30	25	○	10		0.67~13.5(#)(n=6)
かき		10				
バナナ	9	10				【1.44,2.88,4.11(フィリピン)】
キウイ		5.0	○			
キウイ(果皮を含む。)	30		○	5		6.67~20.7(n=8)
パパイヤ		10				
アボカド		10				
パイナップル		10				
グアバ		10				
マンゴー	5	10	○			2.4,2.8(¥)
パッションフルーツ		10				
なつめやし		10				
その他の果実	5	5.0	○			1.64,1.86(¥)(いちじく)
ひまわりの種子	0.5	20		0.5		
ごまの種子	0.05	10		0.05		
べにばなの種子		10				
綿実		10				
なたね	0.5	10		0.5		
その他のオイルシード		10				
ぎんなん		10				
くり		10				
ペカン		10				
アーモンド	0.2	10		0.2		
くるみ		10				
その他のナッツ類		10				
茶	10	20	○			5.32,5.38(¥)(荒茶)
コーヒー豆		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.1				
その他のスパイス(種子、根及び根茎を除く。)		20	○			
その他のスパイス	0.1		○	0.1		
その他のハーブ	15	20	○			5.9,10.0(¥)(バジル)
牛の筋肉	0.01	0.2				推:0.001
豚の筋肉	0.01	0.2				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.2				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01	0.3				推:0.003
豚の脂肪	0.01	0.3				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.3				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01	1				推:0.008
豚の肝臓	0.01	1				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	1				(牛の肝臓参照)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.01	1				推:0.009
豚の腎臓	0.01	1				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.9				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01	0.2				(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.01	0.2				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.2				(牛の腎臓参照)
乳	0.01	0.2				推:0.002
鶏の筋肉	0.01	0.5				推:0.001
その他の家きんの筋肉	0.01	0.5				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.01	2				推:0.001
その他の家きんの脂肪	0.01	2				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.01	3				推:0.006
その他の家きんの肝臓	0.01	3				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.01	0.5				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.01	0.5				(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.01	0.5				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.01	0.5				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.01	0.8				推:0.001
その他の家きんの卵	0.01	0.8				(鶏の卵参照)
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)		0.05		0.05		※3
乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)		0.1		0.1		※3

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

基準値案、参考基準値及び残留試験成績はイプロジオンとしての濃度で、基準値現行はイプロジオン及び代謝物Lとしての濃度でそれぞれ示している。

※1国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから基準値を参照しないこととした。

※2種子粉衣された食品については残留の可能性が極めて低いと考えられることから、基準値案を0.01 ppmとした。

※3その他のスパイスに統合した。

イプロジオンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

イプロジオン

今回残留基準値を設定する「イプロジオン」の規制対象は、イプロジオンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大麦	2
その他の穀類 ^{注1)}	10
大豆	0.1
小豆類 ^{注2)}	0.2
えんどう	0.1
そら豆	0.1
らっかせい	0.1
その他の豆類 ^{注3)}	0.1
ばれいしょ	0.08
てんさい	0.7
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.01
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.01
西洋わさび	0.1
クレソン	0.01
はくさい	3
キャベツ	2
芽キャベツ	0.01
ケール	0.01
こまつな	0.01
きょうな	5
チンゲンサイ	0.01
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.01
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	5
ごぼう	0.3
サルシフィー	0.01
アーティチョーク	0.01
チコリ	1
エンダイブ	0.01
しゅんぎく	0.01
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	25
その他のきく科野菜 ^{注5)}	5
たまねぎ	0.3
ねぎ（リーキを含む。）	4
にら	0.01

食品名	残留基準値
	ppm
アスパラガス	3
わけぎ	3
その他のゆり科野菜 ^{注6)}	5
にんじん	1
パースニップ	0.01
パセリ	0.01
セロリ	0.01
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注7)}	3
トマト	6
ピーマン	15
なす	4
その他のなす科野菜 ^{注8)}	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	4
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	4
しろうり	0.01
すいか (果皮を含む。)	2
メロン類果実 (果皮を含む。)	8
まくわうり (果皮を含む。)	0.01
その他のうり科野菜 ^{注9)}	0.2
ほうれんそう	0.01
オクラ	2
しょうが	0.1
未成熟えんどう	20
未成熟いんげん	2
えだまめ	6
その他の野菜 ^{注10)}	10
日本なし	5
西洋なし	5
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	15
もも (果皮及び種子を含む。)	20
ネクタリン	15
あんず (アプリコットを含む。)	15
すもも (ブルーンを含む。)	2
うめ	5
おうとう (チェリーを含む。)	20
いちご	10
ラズベリー	30
ブラックベリー	30
その他のベリー類果実 ^{注11)}	5
ぶどう	30

食品名	残留基準値 ppm
バナナ	9
キウイ（果皮を含む。）	30
マンゴー	5
その他の果実 ^{注12)}	5
ひまわりの種子	0.5
ごまの種子	0.05
なたね	0.5
アーモンド	0.2
茶	10
その他のスパイス ^{注13)}	0.1
その他のハーブ ^{注14)}	15
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注16)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注12) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

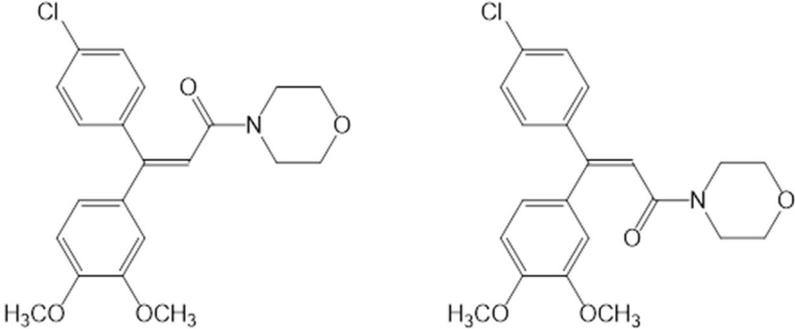
注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ジメトモルフ (Dimethomorph)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p style="text-align: center;">E体 Z体 (原体中異性体組成 E体 : Z体 = 2 : 3~1 : 1)</p>
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ケイ皮酸誘導体の殺菌剤である。菌体の細胞壁の形成を阻害することにより、殺菌効果を示すものと考えられている。
我が国の登録状況	農薬：大豆、小豆類等を対象作物に登録されている。
基準値を設定する作物等	キャベツ、こまつな等
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価が行われ、2007年にADIが設定されている。国際基準は、ブロッコリー、キャベツ等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてブロッコリー、キャベツ等に、カナダにおいてねぎ、ぶどう等に、EUにおいてオレンジ、ぶどう等に、豪州においてきゅうり、レタス等に、ニュージーランドにおいてぶどうに基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI (許容一日摂取量) : 0.11 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験 (雌ラット・混餌。(発がん性は認められなかった。) 最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制等)</p> <p style="text-align: center;">無毒性量 11.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>(参考) 評価に供された遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験をはじめ <i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、ジメトモルフは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。</p> <p>ARfD (急性参照用量) : 0.6 mg/kg 体重 [設定根拠①] 急性神経毒性試験 (雌ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は自発運動量減少) 無毒性量 60 mg/kg 体重/day</p>

	<p>安全係数 100</p> <p>[設定根拠②] 発生毒性試験（ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制等）</p> <p>無毒性量 60 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：ジメトモルフ（E体及びZ体）とする。</p> <p>暴露評価対象物質：ジメトモルフ（E体及びZ体）とする。</p>										
暴露評価	<p>① 長期暴露評価</p> <p><u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>46.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>73.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>45.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>52.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>② 短期暴露評価</p> <p><u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注）}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は ARfD を超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる</u></p> <p>注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体（1歳以上）	46.3	幼小児（1～6歳）	73.2	妊婦	45.1	高齢者（65歳以上）	52.4
	TMDI/ADI (%)										
国民全体（1歳以上）	46.3										
幼小児（1～6歳）	73.2										
妊婦	45.1										
高齢者（65歳以上）	52.4										
意見聴取の状況	<p>令和5年6月14日に在京大使館への説明を実施</p> <p>令和5年8月7日にWTO通報を実施</p> <p>令和5年9月14日にパブリックコメントを実施</p>										
答申案	<p>別紙2のとおり。</p> <p>※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。</p>										

農薬名

ジメトモルフ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.04	0.2	○			<0.02~0.02(n=6)
小豆類	0.2	0.3	○			0.03,0.05,0.06
ばれいしょ	0.1	0.1	○	0.05		<0.02,<0.02(¥)
はくさい	2	2	○			0.60,0.79(¥)
キャベツ	8	6	○・申	6		0.02~4.55 (n=6)
芽キャベツ	6	2			6.0 米国	【0.17~4.26(n=10)(米国キャベツ(外葉あり結球))、0.25~2.33(n=10)(米国ブロッコリー)】
ケール	30	20	IT		30.0 米国	【5.01~15.79(n=7)(米国からし菜)】
こまつな	30	20	IT		30.0 米国	【ケール参照】
きょうな	30	20	IT		30.0 米国	【ケール参照】
チンゲンサイ	30	20	IT		30.0 米国	【ケール参照】
カリフラワー	6	6			6.0 米国	【芽キャベツ参照】
ブロッコリー	6	6		4	6.0 米国	【0.25~2.33(n=10)(米国ブロッコリー)】
その他のあぶらな科野菜	30	0.02	IT	0.02	30.0 米国	【ケール参照】
アーティチョーク	2			2		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	80	10	○・申	10		3.87,17.9,38.0(サラダ菜)、4.13,14.1(リーフレタス)
たまねぎ	0.6	2	○	0.6		
ねぎ(リーキを含む。)	15	15	○	9	15.0 米国	【1.56,1.79,5.36(米国グリーンオニオン)】
にんにく	0.6	2		0.6		
その他のゆり科野菜	15	15		9	15.0 米国	【ねぎ(リーキを含む。)参照】
セロリ	30	30		15	30.0 米国	【1.21~4.1(n=8)(米国レタス、2.96~9.88(n=9)(米国リーフレタス)、1.27~8.21(n=9)(米国セロリ)、4.70~11.26(n=8)(米国ほうれんそう)】
トマト	3	3	○	1.5		0.42,0.75(トマト)、1.42,1.46(ミニトマト)
ピーマン	2	1		1.5		
なす	2	1	○	1.5		
その他のなす科野菜	2	1		1.5		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.5		0.08,0.30(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1	○	0.5		0.06,0.448(¥)
しろり	0.5	0.5		0.5		
すいか		0.5				
すいか(果皮を含む。)	0.5		○	0.5		
メロン類果実		0.5				
メロン類果実(果皮を含む。)	2		○	0.5		0.52,0.60,0.65
まくわり		0.5				
まくわり(果皮を含む。)	0.5			0.5		
その他のうり科野菜	0.5	0.5		0.5		
ほうれんそう	50	50	○	30		27.1,36.3(¥)
オクラ	2	1		1.5		
未成熟えんどう	0.2			0.15		
えだまめ	5	10	○			1.17,2.34 (#)(¥) ※1
しいたけ		1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他の野菜	10	10		10		
みかん みかん(外果皮を含む。)	3	0.5	○			0.26,1.16(¥)
いちご	0.5	0.05		0.5		
ぶどう	15	10	○	3		0.55,0.59,5.00
パパイヤ	2		IT		1.5 米国	【0.19~0.67(n=4)(米国パパイヤ)】
パイナップル	0.01	0.01		0.01		
その他の果実	2	1		1.5		
ホップ	80	80		80		
その他のスパイス	15	15	○			1.18,6.84(¥)(みかん果皮)
その他のハーブ	30	20	○	10	30 米国	【ケール参照】
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01				【牛の筋肉参照】
豚の脂肪	0.01	0.01				【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01				【牛の筋肉参照】
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01				【鶏の筋肉参照】
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01				【鶏の筋肉参照】
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
はちみつ	0.05					※2
とうがらし(乾燥させたもの)				5		※3
干しぶどう				5		※3

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの、または、※3のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1)えだまめについては、プロポーシヨナリティ(propportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、えだまめは15%水和剤600倍散布を基に換算した。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※3)加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIはとうがらし(乾燥させたもの)及び干しぶどうの加工係数をそれぞれ7及び1.8と算出している。

ジメトモルフについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ジメトモルフ

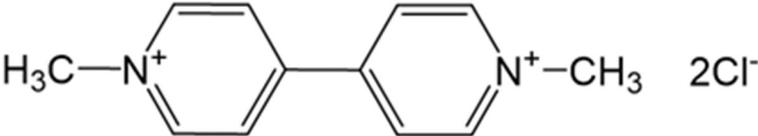
今回残留基準値を設定する「ジメトモルフ」の規制対象は、ジメトモルフ（E体及びZ体）のみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.04
小豆類 ^{注1)}	0.2
ばれいしょ	0.1
はくさい	2
キャベツ	8
芽キャベツ	6
ケール	30
こまつな	30
きょうな	30
チンゲンサイ	30
カリフラワー	6
ブロッコリー	6
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	30
アーティチョーク	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	80
たまねぎ	0.6
ねぎ（リーキを含む。）	15
にんにく	0.6
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	15
セロリ	30
トマト	3
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1
しろうり	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	2
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.5
ほうれんそう	50
オクラ	2
未成熟えんどう	0.2
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注6)}	10

食品名	残留基準値 ppm
みかん（外果皮を含む。）	3
いちご	0.5
ぶどう	15
パパイヤ	2
パイナップル	0.01
その他の果実 ^{注7)}	2
ホップ	80
その他のスパイス ^{注8)}	15
その他のハーブ ^{注9)}	30
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注10)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注11)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注12)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ
ト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含
む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレ
ソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラ
ワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんに
く、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをい
う。
- 注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ
（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科
野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょう
が、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメ
ロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、う
め、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、ア
ボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のもの
をいう。
- 注8) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがら
し、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮
及びごまの種子以外のものをいう。
- 注9) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの
茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注10) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のも
のをいう。
- 注11) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注12) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

パラコート (Paraquat dichloride, Paraquat)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 <chem>C[N+]1=CC=CC=C1C2=CC=CC=N2.[Cl-].[Cl-]</chem>
用途	農薬／除草剤
作用機構	非選択性接触型のピペリジニウム系除草剤である。植物体内に吸収されたパラコートイオンが、光合成における電子の励起・伝達により電子還元を受けてパラコートフリーラジカルになり、このフリーラジカルが酸素分子によって酸化され、もとのパラコートイオンに戻る際に生じる活性酸素が植物細胞を破壊し、殺草効果を示すと考えられている。
我が国の登録状況	農薬：水稲、麦類を対象作物に登録されている。
基準値を設定する作物等	暫定基準の見直し
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2003 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はとうもろこし、大豆等に設定されている。米国、カナダ、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、大豆等に、カナダにおいてとうもろこし等に、豪州において、米、ばれいしょ等に、ニュージーランドにおいて果物類、野菜類に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI (許容一日摂取量) : 0.0045 mg/kg 体重/day (パラコートイオンとして)</p> <p>[設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験 (雄イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は肺胞性呼吸音、慢性間質性肺炎の程度増強等)</p> <p>無毒性量 0.45 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>(参考)</p> <p>評価に供された遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験及び <i>in vivo</i> 試験の一部で陽性の結果が得られたが、テストガイドライン及び GLP に準拠し経口投与で実施された試験であるマウスを用いた <i>in vivo</i> 小核試験並びにラットを用いた <i>in vivo</i> 染色体異常試験及び UDS 試験^{注)} の結果は陰性であることに加え、結果の再現性及び試験の質を総合的に考慮して、パラコートに生体において問題となる遺伝毒性はないと結論されている。</p> <p>注) UDS 試験： 不定期 DNA 合成試験。予定の (S 期) DNA 合成に進まない細胞において標識ヌクレオシドの取り込みを測定することにより評価される。</p> <p>ARfD (急性参照用量) : 0.0045 mg/kg 体重 (パラコートイオンとして)</p> <p>[設定根拠] 1 年間慢性毒性試験 (雄イヌ・混餌。最小毒性量におけ</p>

	<p>る毒性所見は慢性間質性肺炎の程度増強及び気管支リンパ節赤血球貪食増加等)</p> <p>無毒性量 0.45 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：パラコート（パラコートイオン）とする。</p>										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：パラコート（パラコートイオン）とする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>56.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>28.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^注したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は ARfD を超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。。</u></p> <p>注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体（1歳以上）	27.3	幼小児（1～6歳）	56.2	妊婦	25.1	高齢者（65歳以上）	28.5
	TMDI/ADI (%)										
国民全体（1歳以上）	27.3										
幼小児（1～6歳）	56.2										
妊婦	25.1										
高齢者（65歳以上）	28.5										
意見聴取の状況	<p>令和5年2月7日に在京大使館への説明を実施 令和5年9月18日にWTO通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定</p>										
答申案	<p>別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。</p>										

農薬名 パラコート

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.03	0.1	○			<0.0072,<0.0072(＃)(＼)
小麦	0.02	0.05	○			<0.0036,<0.0036(＃)(＼)
大麦	0.02	0.05	○			<0.0036,<0.0036(＃)(＼)
ライ麦	0.02	0.05	○			(小麦、大麦参照)
とうもろこし	0.03	0.1	○	0.03		
そば		0.05				
その他の穀類	0.03	0.5	○	0.03		
大豆	0.5	0.1	○	0.5		
小豆類	0.5	0.05	○	0.5		
えんどう	0.5	0.05	○	0.5		
そら豆	0.5	0.05	○	0.5		
らっかせい	0.01	0.04	○			*
その他の豆類	0.5	0.05	○	0.5		
ばれいしょ	0.05	0.2	○	0.05		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○	0.05		
かんしょ	0.05	0.05	○	0.05		
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○	0.05		
こんにゃくいも	0.05	0.05	○	0.05		
その他のいも類	0.05	0.05	○	0.05		
てんさい	0.05	0.05	○	0.05		
さとうきび	0.02	0.3	○			<0.0036,<0.0036(＃)(＼)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.05	○	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.07	0.05	○	0.07		
かぶ類の根	0.05	0.05	○	0.05		
かぶ類の葉	0.07	0.05	○	0.07		
西洋わさび	0.05	0.05	○	0.05		
クレソン	0.07	0.05	○	0.07		
はくさい	0.07	0.05	○	0.07		
キャベツ	0.05	0.05	○		0.05 米国	【<0.01~0.05(＃)(n=21)(米国)】
芽キャベツ	0.05	0.05	○		0.05 米国	【米国キャベツ参照】
ケール	0.07	0.05	○	0.07		
こまつな	0.07	0.05	○	0.07		
きょうな	0.07	0.05	○	0.07		
チンゲンサイ	0.07	0.05	○	0.07		
カリフラワー	0.02	0.05	○			<0.0036,<0.0036(＃)(＼)
ブロッコリー	0.02	0.05	○			<0.0036,<0.0036(＃)(＼)
その他のあぶらな科野菜	0.07	0.05	○	0.07		
ごぼう	0.05	0.05	○	0.05		
サルシフィー	0.05	0.05	○	0.05		
アーティチョーク	0.01	0.05	○			*
チコリ	0.07	0.05	○	0.07		
エンダイブ	0.07	0.05	○	0.07		
しゅんぎく	0.07	0.05	○	0.07		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.07	0.05	○	0.07		
その他のきく科野菜	0.07	0.05	○	0.07		
たまねぎ	0.02	0.05	○			<0.0036,<0.0036(＃)(＼)
ねぎ(リーキを含む。)	0.02	0.05	○			<0.0036,<0.0036(＃)(＼)
にんにく	0.02	0.05	○			<0.0036,<0.0036(＃)(＼)
にら	0.01	0.05	○			*
アスパラガス	0.03	0.05	○			<0.0036,0.0072(＃)(＼)
わけぎ	0.01	0.05	○			*
その他のゆり科野菜	0.01	0.05	○			*
にんじん	0.05	0.05	○	0.05		
パースニップ	0.05	0.05	○	0.05		
パセリ	0.02	0.05	○			<0.0036,<0.0036(＼)
セロリ	0.01	0.05	○			*

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
みつば	0.07	0.05	○	0.07		
その他のせり科野菜	0.05	0.05	○	0.05		
トマト	0.05	0.05	○	0.05		
ピーマン	0.05	0.05	○	0.05		
なす	0.05	0.05	○	0.05		
その他のなす科野菜	0.05	0.05	○	0.05		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	0.05	○	0.02		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.02	0.05	○	0.02		
しろり	0.02	0.05	○	0.02		
すいか		0.05	○			
すいか(果皮を含む。)	0.02		○	0.02		
メロン類果実		0.05	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.02		○	0.02		
まくわうり		0.05	○			
まくわうり(果皮を含む。)	0.02		○	0.02		
その他のうり科野菜	0.02	0.05	○	0.02		
ほうれんそう	0.07	0.05	○	0.07		
たけのこ	0.02	0.05	○			<0.0036,<0.0036(¥)
オクラ	0.05	0.05	○	0.05		
しょうが	0.02	0.05	○			<0.0036,<0.0036(¥)
未成熟えんどう	0.01	0.05	○			*
未成熟いんげん	0.01	0.05	○			*
えだまめ	0.03	0.05	○			<0.0072,<0.0072(¥)
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜	0.07	0.05	○	0.07		
みかん		0.05	○			
みかん(外果皮を含む。)	0.02		○	0.02		
なつみかんの果実全体	0.02	0.05	○	0.02		
レモン	0.02	0.05	○	0.02		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.02	0.05	○	0.02		
グレープフルーツ	0.02	0.05	○	0.02		
ライム	0.02	0.05	○	0.02		
その他のかんきつ類果実	0.02	0.05	○	0.02		
りんご	0.01	0.05	○	0.01		
日本なし	0.01	0.05	○	0.01		
西洋なし	0.01	0.05	○	0.01		
マルメロ	0.01	0.05	○	0.01		
びわ		0.05	○			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.01		○	0.01		
もも		0.05	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	0.01		○	0.01		
ネクタリン	0.01	0.05	○	0.01		
あんず(アブリコットを含む。)	0.01	0.05	○	0.01		
すもも(プルーンを含む。)	0.01	0.05	○	0.01		
うめ	0.01	0.05	○	0.01		
おうとう(チェリーを含む。)	0.01	0.05	○	0.01		
いちご	0.02	0.05	○	0.01		<0.0036,<0.0036(¥)
ラズベリー	0.01	0.05	○	0.01		
ブラックベリー	0.01	0.05	○	0.01		
ブルーベリー	0.01	0.05	○	0.01		
クランベリー	0.01	0.05	○	0.01		
ハuckleベリー	0.01	0.05	○	0.01		
その他のベリー類果実	0.01	0.05	○	0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ぶどう	0.01	0.05	○	0.01		
かき	0.01	0.05	○	0.01		
バナナ	0.01	0.05	○	0.01		
キウイ		0.05	○			
キウイ(果皮を含む。)	0.01		○	0.01		
パパイヤ	0.01	0.05	○	0.01		
アボカド	0.01	0.05	○	0.01		
パイナップル	0.01	0.05	○	0.01		
グアバ	0.01	0.05	○	0.01		
マンゴー	0.01	0.05	○	0.01		
パッションフルーツ	0.01	0.2	○	0.01		
なつめやし	0.01	0.05	○			*
その他の果実	0.1	1	○	0.1		
ひまわりの種子	2	2		2		
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実	2	0.2		2		
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん	0.05	0.05	○	0.05		
くり	0.05	0.05	○	0.05		
ペカン	0.05	0.05	○	0.05		
アーモンド	0.05	0.05	○	0.05		
くるみ	0.05	0.05	○	0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.05	○	0.05		
茶	0.2	0.3	○	0.2		
コーヒー豆	0.01	0.05	○			*
カカオ豆	0.01	0.05	○			*
ホップ	0.1	0.2		0.1		
その他のスパイス	0.05	1	○	0.05		
その他のハーブ	0.07	0.05	○	0.07		
牛の筋肉	0.2	0.05		0.005		推:0.114
豚の筋肉	0.01	0.05		0.005		推:0.008
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.05		0.005		(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.03	0.05				推:0.028
豚の脂肪	0.01	0.05				推:0.002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.05				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.6	0.3		0.05		推:0.531
豚の肝臓	0.05	0.3		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.6	0.3		0.05		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.8	0.5		0.05		推:0.702
豚の腎臓	0.05	0.5		0.05		推:0.049
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8	0.5		0.05		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.8	0.3		0.05		(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.05	0.3		0.05		(豚の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8	0.3		0.05		(牛の腎臓参照)
乳	0.01	0.01		0.005		推:0.0087
鶏の筋肉	0.01	0.05		0.005		推:0.0096
その他の家さんの筋肉	0.01	0.05		0.005		(鶏の筋肉参照)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪	0.01 0.01	0.05 0.05				推:0.0094 (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓	0.02 0.02	0.05 0.05		0.005 0.005		推:0.0174 (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓	0.03 0.03	0.05 0.05		0.005 0.005		推:0.0262 (鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分	0.03 0.03	0.05 0.05		0.005 0.005		(鶏の腎臓参照) (鶏の腎臓参照)
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.01 0.01	0.01 0.01		0.005 0.005		推:0.0020 (鶏の卵参照)
とうもろこし粉 ひまわり油(注1に限る。) ひまわり油(注1を除く。) 綿実油(注2に限る。)				0.05		※

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

斜線: 食品区分を削除したもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

国内作残試験結果は、パラコートの残留濃度であるため、パラコートイオンに換算した(換算係数0.7243)

* 残留しないことが合理的に明らかで国内で農薬登録されている場合については、残留基準として一律基準と同じ規制値0.01ppmを設定することとする。

基準値案、参考基準値及び作物残留試験成績はパラコートイオンとしての濃度で、基準値現行はパラコート(パラコートジクロリド)としての濃度でそれぞれ示している。

注1) 食用植物油の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油

注2) 食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

※) 加工食品である「とうもろこし粉」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうもろこし粉の加工係数を1.5と算出している。

パラコートについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

パラコート

今回残留基準値を設定する「パラコート」の規制対象は、パラコート（パラコートイオン）のみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.03
小麦	0.02
大麦	0.02
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.03
その他の穀類 ^{注1)}	0.03
大豆	0.5
小豆類 ^{注2)}	0.5
えんどう	0.5
そら豆	0.5
らっかせい	0.01
その他の豆類 ^{注3)}	0.5
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
かんしょ	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05
こんにやくいも	0.05
その他のいも類 ^{注4)}	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.07
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.07
西洋わさび	0.05
クレソン	0.07
はくさい	0.07
キャベツ	0.05
芽キャベツ	0.05
ケール	0.07
こまつな	0.07
きょうな	0.07
チンゲンサイ	0.07
カリフラワー	0.02
ブロッコリー	0.02
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	0.07

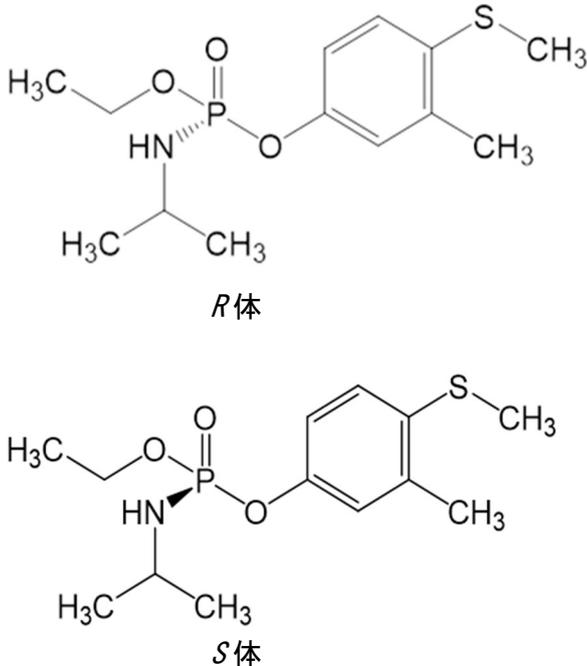
食品名	残留基準値
	ppm
ごぼう	0.05
サルシフィー	0.05
アーティチョーク	0.01
チコリ	0.07
エンダイブ	0.07
しゅんぎく	0.07
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.07
その他のきく科野菜 ^{注6)}	0.07
たまねぎ	0.02
ねぎ（リーキを含む。）	0.02
にんにく	0.02
にら	0.01
アスパラガス	0.03
わけぎ	0.01
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.01
にんじん	0.05
パースニップ	0.05
パセリ	0.02
セロリ	0.01
みつば	0.07
その他のせり科野菜 ^{注8)}	0.05
トマト	0.05
ピーマン	0.05
なす	0.05
その他のなす科野菜 ^{注9)}	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.02
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.02
しろうり	0.02
すいか（果皮を含む。）	0.02
メロン類果実（果皮を含む。）	0.02
まくわうり（果皮を含む。）	0.02
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.02
ほうれんそう	0.07
たけのこ	0.02
オクラ	0.05
しょうが	0.02
未成熟えんどう	0.01
未成熟いんげん	0.01
えだまめ	0.03
その他の野菜 ^{注11)}	0.07
みかん（外果皮を含む。）	0.02
なつみかんの果実全体	0.02

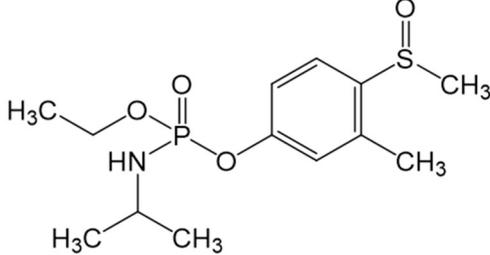
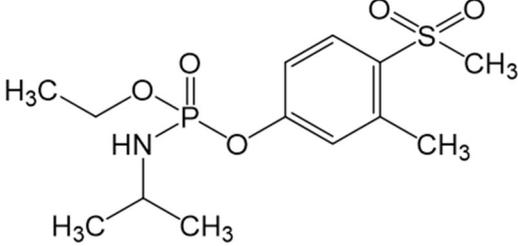
食品名	残留基準値
	ppm
レモン	0.02
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.02
グレープフルーツ	0.02
ライム	0.02
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	0.02
りんご	0.01
日本なし	0.01
西洋なし	0.01
マルメロ	0.01
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.01
もも（果皮及び種子を含む。）	0.01
ネクタリン	0.01
あんず（アプリコットを含む。）	0.01
すもも（プルーンを含む。）	0.01
うめ	0.01
おうとう（チェリーを含む。）	0.01
いちご	0.02
ラズベリー	0.01
ブラックベリー	0.01
ブルーベリー	0.01
クランベリー	0.01
ハuckleベリー	0.01
その他のベリー類果実 ^{注13)}	0.01
ぶどう	0.01
かき	0.01
バナナ	0.01
キウイ（果皮を含む。）	0.01
パパイヤ	0.01
アボカド	0.01
パイナップル	0.01
グアバ	0.01
マンゴー	0.01
パッションフルーツ	0.01
なつめやし	0.01
その他の果実 ^{注14)}	0.1
ひまわりの種子	2
綿実	2
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05

食品名	残留基準値
	ppm
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.05
茶	0.2
コーヒー豆	0.01
カカオ豆	0.01
ホップ	0.1
その他のスパイス ^{注16)}	0.05
その他のハーブ ^{注17)}	0.07
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.6
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.6
牛の腎臓	0.8
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8
牛の食用部分 ^{注19)}	0.8
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注12) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注13) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注14) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注15) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注16) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注17) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注18) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注19) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注20) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フェナミホス (Fenamiphos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 <p>R体</p> <p>S体</p>
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼの阻害により、殺虫効果を示すと考えられている。
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。
基準値を設定する作物等	暫定基準の見直し
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、1997 年に ADI が、2002 年に ARfD が設定されている。国際基準はキャベツ、メロン類果実等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてバナナ、ぶどう等に、豪州においてバナナ、いちご等に、ニュージーランドにおいてにんじん、ばれいしょ等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.0008 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1 年間及び 2 年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は脳アセチルコリンエステラーゼ活性阻害等） 無毒性量 0.08 mg/kg 体重/day 安全係数 100 (参考) 評価に供された遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験を始め <i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、フェナミホスは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論

	<p>されている。</p> <p>ARfD（急性参照用量）：0.0025 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 急性神経毒性試験（イヌ・強制単回経口投与。最小毒性量における毒性所見は赤血球コリンエステラーゼ活性阻害）</p> <p>無毒性量 0.25 mg/kg 体重</p> <p>安全係数 100</p>										
<p>基準値案</p>	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：フェナミホス、代謝物 M01【エチル(3-メチル-4-(メチルスルフィニル)フェニル)イソプロピルホスホアミダート】及び代謝物 M02【エチル(3-メチル-4-(メチルスルホニル)フェニル)イソプロピルホスホアミダート】とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 M01</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 M02</p> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>暴露評価対象物質：フェナミホス、代謝物 M01 及び代謝物 M02 とする。</p> <p>① 長期暴露評価</p> <p><u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1" data-bbox="552 1507 1437 1731"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>9.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>② 短期暴露評価</p> <p><u>各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は ARfD を超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体（1歳以上）	7.7	幼小児（1～6歳）	23.4	妊婦	6.5	高齢者（65歳以上）	9.3
	TMDI/ADI (%)										
国民全体（1歳以上）	7.7										
幼小児（1～6歳）	23.4										
妊婦	6.5										
高齢者（65歳以上）	9.3										

	<p>値（STMR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>
意見聴取の状況	<p>令和 5 年 6 月 14 日に在京大使館への説明を実施 令和 5 年 8 月 7 日に WTO 通報を実施 令和 5 年 8 月 7 日にパブリックコメントを実施</p>
答申案	<p>別紙 2 のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第 370 号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。</p>

農薬名

フェナミホス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.05				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい	0.05	0.05		0.05		
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.1				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1				
かんしょ		0.1				
やまいも(長いもをいう。)		0.1				
こんにゃくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい		0.1				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.04				
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.04				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.04				
はくさい		0.04				
キャベツ	0.05	0.05		0.05		
芽キャベツ	0.05	0.05		0.05		
ケール		0.04				
こまつな		0.04				
きょうな		0.04				
チンゲンサイ		0.04				
カリフラワー		0.04				
ブロッコリー		0.04				
その他のあぶらな科野菜		0.1				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.04				
エンダイブ		0.04				
しゅんぎく		0.04				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.1				
その他のきく科野菜		0.1				
たまねぎ		0.04				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.3				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.5				
にんじん		0.2				
パースニップ		0.1				
パセリ		0.02				
セロリ		0.04				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.1				
トマト		0.2				
なす		0.1				
その他のなす科野菜		0.08				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり	0.05	0.04		0.05		
すいか		0.05				
すいか(果皮を含む。)						
メロン類果実		0.05				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.05			0.05		
まくわうり		0.05				
まくわうり(果皮を含む。)	0.05			0.05		
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.04				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.2				
しょうが		0.04				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.06				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.1				
みかん		0.04				
みかん(外果皮を含む。)						
なつみかんの果実全体		0.04				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.04				
りんご	0.05	0.05		0.05		
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)						
もも		0.1				
もも(果皮及び種子を含む。)						
ネクタリン		0.02				
あんず(アプリコットを含む。)		0.02				
すもも(プルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.1				
いちご		0.3				
ラズベリー		0.06				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.06				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
かき		0.02				
バナナ	0.05	0.05		0.05		
キウイ		0.02				
キウイ(果皮を含む。)						
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.1				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実	0.05	0.05		0.05		
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.5				
牛の筋肉		0.01		0.01		
豚の筋肉		0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01		0.01		
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.03				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.01		0.01		
豚の肝臓		0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01		0.01		
牛の腎臓		0.01		0.01		
豚の腎臓		0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01		0.01		
牛の食用部分		0.01		0.01		
豚の食用部分		0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01		0.01		
乳		0.005		0.005		
鶏の筋肉		0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉		0.01		0.01		
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓		0.01		0.01		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.01 0.01		0.01 0.01		
魚介類(さけ目魚類に限る。) 魚介類(うなぎ目魚類に限る。) 魚介類(すずき目魚類に限る。) 魚介類(その他の魚類に限る。) 魚介類(貝類に限る。) 魚介類(甲殻類に限る。) その他の魚介類		0.005 0.005 0.005 0.005 0.005 0.005 0.005				
はちみつ	0.05	0.005				※1
落花生油(注1を除く。) 綿実油(注2を除く。)		0.05 0.05		0.05 0.05		※2 ※2

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの

基準値案はフェナミホス、代謝物M01及び代謝物M02(フェナミホス換算)の和としての濃度で、基準値現行はフェナミホスとしての濃度でそれぞれ示している。

注1) 食用植物油の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油

注2) 食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

※1) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※2) 加工食品である落花生油(未精製)及び綿実油(未精製)について、国際基準が設定されているが、原材料及び加工食品のどちらも定量限界値として基準値が設定がされている。加工係数を用いて原材料中の最大残留濃度(HR)に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは落花生油(未精製)及び綿実油(未精製)のどちらも加工係数を2と算出している。

フェナミホスについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フェナミホス

今回残留基準値を設定する「フェナミホス」の規制対象は、フェナミホス、代謝物M01【エチル（3-メチル-4-（メチルスルフィニル）フェニル）イソプロピルホスホロアミダート】及び代謝物M02【エチル（3-メチル-4-（メチルスルホニル）フェニル）イソプロピルホスホロアミダート】とする。

ただし、代謝物M01及び代謝物M02は、フェナミホスの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
らっかせい	0.05
キャベツ	0.05
芽キャベツ	0.05
しろうり	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.05
まくわうり（果皮を含む。）	0.05
りんご	0.05
バナナ	0.05
綿実	0.05
はちみつ	0.05

食品用器具及び容器包装の規格基準の改正について

1 経緯

平成 30 年 6 月の改正食品衛生法により、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品用の器具若しくは容器包装（以下単に「器具・容器包装」という。）にポジティブリスト制度（安全性を評価した物質のみを器具・容器包装の原材料として使用可能とする仕組み）が導入され、食品衛生法施行令において、材質を合成樹脂とされ、令和 2 年 6 月 1 日から施行されている。

ポジティブリストについては、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 196 号）により、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の第 3 において規定され、リスト含め規格を告示するとともに、令和 7 年 5 月末までの 5 年間の経過措置期間を設定した。

この経過措置が終了するまでの間に、既存物質（施行日前に器具・容器包装の原材料として使用実態があった物質）のポジティブリストについて再整理を進め、改正案について厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会議長宛てに令和 5 年 4 月 4 日付けで諮問され、令和 5 年 4 月 13 日に部会で審議した。

2 改正の考え方

規格基準告示第 3 「器具及び容器包装」中の「A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」の項及び別表第 1（ポジティブリスト）について、以下の改正を行う。

- (1) 既存物質として使用されてきた物質については、ポジティブリスト制度導入前からネガティブリスト制度によるリスク管理等がなされており、これまでに器具・容器包装から食品へ移行することにより大きな健康被害は報告されていない。そのため、事業者からのこれまでの使用実績に関する意見を踏まえ、一定の安全性について確認・整理した上で基材、添加剤それぞれにつきリストを再整理した。
- (2) 基材について、物質収載名称を原料基礎名による名称から重合体の特徴に応じてグルーピングした物質名による名称に改めるとともに、材質区分（合成樹脂区分）について、性質の似ている樹脂のグループを統合し、5 つとした。

また、使用可能食品区分、最高温度、特記事項欄を削除した。これらの項目については、製品において原材料が複数使用されることが多く、適切な使用方法が製品ごとに異なることから、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条に基づく器具または容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置として、事業者ごとに個別に管理する規定を設けることで検討している（食品衛生法施行規則第 66 条の 5 関連）。

なお、基材は分子量が1,000以上（重合体）であり、食品へ移行する可能性が低く、移行しても生体に吸収されないと考えられる。

(3) 添加剤については、物性、使用実態等から以下の2グループに分けられる。グループ1については、これまでの使用実績が十分あること、欧米でのリスク評価があること、物質が重合体であること等に基づき、グループ2については、遺伝毒性について、個別試験データ、文献情報、化学構造や物性等を踏まえた定量的構造活性相関((Q)SAR)等に基づき、一定の安全性を確認した。

〈グループ1〉

- ・ 飲食物の主な成分として摂取されている物質（器具・容器包装からのばく露量の寄与率は低い）
- ・ 日本で食品添加物として使用が認可されている物質（食品添加物としてのリスク管理が行われているものであり、器具・容器包装からのばく露量の寄与率は低い）
- ・ 欧米で食品添加物として使用が認可されている物質（欧米で食品添加物としてのリスク評価が行われリスク管理が行われているものであり、器具・容器包装からのばく露量の寄与率は低い）
- ・ 欧米で合成樹脂の添加剤として使用が認可されている物質（欧米でリスク評価済みであり、国内での使用実態は欧米と大きく変わるものではない）
- ・ 添加剤において分子量1,000以上の物質（食品へ移行する可能性は低く、移行しても生体に吸収されないと考えられる）

〈グループ2〉

- ・ グループ1に該当しない物質で、国内における使用実績がある物質

3 食品安全委員会における評価結果について（抜粋）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

4 審議の結果

別紙の規格基準告示の改正案について了承した。

5 まとめ

法第18条第3項の「政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質」に係る同条第1項の規格について、別紙のとおり改正することが適当である。

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正（案）

第3 器具及び容器包装

A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格

1～7 (略)

8 食品衛生法施行令第1条に規定された材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。以下同じ。）ごとに定める当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量（以下「含有量等」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、着色料として使用される場合にあつてはこの限りでない。なお、別表第1に掲げる原材料であつて、これに含まれる物質は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 別表第1第1表~~(1)、(2)及び(3)の表~~の物質名欄に掲げる合成樹脂の原材料であつて、これに含まれる物質の含有量等は、制限がないものとする。~~ただし、器具若しくは容器包装が同表(1)若しくは(2)の表の食品区分欄に使用が可能な食品として定められていない食品に使用される場合（同表(1)若しくは(2)の表に掲げる物質が食品に接触する部分に使用されない場合を除く。）又は器具若しくは容器包装が同表(1)若しくは(2)の表の最高温度欄に掲げる許容される最高温度を超えて使用される場合においては、同表(1)若しくは(2)の物質名欄に掲げる物質は同表の特記事項欄において特段の定めがある場合を除き、当該器具若しくは容器包装の原材料として使用されてはならない。~~

~~(2) 基ポリマ（材質の基本をなすものをいう。）は、別表第1第1表(1)又は(2)の表の物質名欄に掲げる物質により構成されなければならない。ただし、同表(1)又は(2)の表の物質名欄に掲げる物質を98%を超えて含み、それ以外の部分は同表(3)の表に掲げる物質で構成される場合は、この限りでない。~~

~~(3) 別表第1第1表(2)の表の物質名欄に掲げる物質は、塗膜として使用されるものでなければならない。~~

(2)(4) 別表第1第2表の表の物質名欄に掲げる物質は、同表の特記事項欄において特段の定めがある場合を除き、別表第1第1表(1)又は(2)の表の物質名欄に掲げる物質に対して、同表中の材質合成樹脂区分欄に定められた材質合成樹脂区分に該当する別表第1第2表の表の材質区分別使用制限欄に掲げる量を超えて器具又は容器包装の原材料として使用されてはならない。

別表第1

第1表 (基材)

物質名	材質区分
イミド結合を主とする重合体	1
エーテル結合を主とする重合体	1
エステル結合を主とする重合体の架橋体	1
エポキシ化合物の架橋重合体	1
カーボネート結合を主とする重合体	1
シロキサン結合を主とする重合体	1
スルフィド結合を主とする重合体	1
フッ素置換エチレン類を主なモノマーとする重合体	1
ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	1
イオン交換能及び吸着能のうち一又は複数を有する重合体	1 又は 3
ウレタン結合を主とする重合体	1 又は 3
エステル結合を主とする重合体	1 又は 3
アルケン類を主なモノマーとする重合体	2
共役ジエン炭化水素を主なモノマーとする重合体	2
芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体	2 又は 3
アクリル酸類を主なモノマーとする重合体	3
アミド結合を主とする重合体 (アジリジン又は2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。)	3
グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース	3
酢酸ビニルを主なモノマーとする重合体の加水分解物	3
塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体	4
被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	4 又は 5
備考	
<p>a 材質区分欄は、次に定めるとおりとする。</p> <p>① 「1」は、ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体又は架橋構造を有し、融点が150℃以上の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)であることを示す。</p> <p>② 「1又は3」は、ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)は区分1、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)は区分3であることを示す。</p> <p>③ 「2」は、炭化水素を主なモノマーとする重合体(区分4に該当するものを除く。)であることを示す。</p> <p>④ 「2又は3」は、炭化水素を主なモノマーとする重合体(区分4に該当するものを除く。)であって、重合体を構成する成分に対して、アクリル酸、アクリロニトリル、N-フェニルマレイミド、無水マレイン酸及びメタクリル酸の合計が10%以上のものは区分3、それ以外のものは区分2であることを示す。</p> <p>⑤ 「3」は、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)であることを示す。</p> <p>⑥ 「4」は、塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体であることを示す。</p> <p>⑦ 「4又は5」は、被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体であることを示し、重合体を構成する成分に対して、塩化ビニリデン及び塩化ビニルの合計が50%以上含むものは区分4、それ以外のものは区分5であることを示す。</p>	

第2表 (添加剤)

通し番号	物質名	材質区分別使用制限 (%)					特記事項	
		材質区分1	材質区分2	材質区分3	材質区分4	材質区分5 (耐熱温度が150℃以上の重合体に限る。)		材質区分5 (耐熱温度が150℃未満の重合体に限る。)
1	アクリル酸イソブチル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
2	アクリル酸2-エチルヘキシル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
3	アクリル酸及びエチレンを主な構成成分とする重合体	—	—	1.6	—	1.6	1.6	分子量1000未満のものに限る。
4	アクリル酸及びトリプロピレングリコールのジエステル	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	
5	アクリル酸及びプロポキシ化処理されたグリセロールのエステル	0.004	0.002	0.002	—	0.004	0.002	・プロピレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 ・分子量1000以上のものに限る。
6	アクリル酸及びプロポキシ化処理されたネオペンチルグリコールのジエステル	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	・プロピレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 ・分子量1000以上のものに限る。
7	アクリル酸2-[1-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ペンチルフェニル)エチル]-4,6-ジ-tert-ペンチルフェニル	1.0	1.5	1.0	0.20	1.5	1.5	
8	アクリル酸ブチル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
9	アクリル酸2-tert-ブチル-6-(2-ヒドロキシ-3-tert-ブチル-5-メチルベンジル)-4-メチルフェニル	0.50	8.0	0.50	0.50	8.0	8.0	
10	trans-アロニト酸	—	—	1.0	—	1.0	1.0	
11	アジピン酸	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
12(1)	アジピン酸、アルキルアルコール及び飽和脂肪酸二価アルコールを主な構成成分とする重合体	—	—	—	50	—	—	・アルキルアルコールは炭素数が9以下のもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸二価アルコールは炭素数が2から4まで、6のもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号12(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号12(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000未満のものに限る。
12(2)	アジピン酸及び飽和脂肪酸二価アルコールを主な構成成分とする重合体	—	—	—	50	—	—	・脂肪酸二価アルコールは炭素数が2から4まで、6のもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号12(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号12(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000未満のものに限る。
13	アジピン酸、アルキルアルコール、エチレングリコール及び無水フタル酸を主な構成成分とする重合体	40	—	—	30	40	—	・アルキルアルコールは炭素数が8及び10のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・アルキルアルコールは直鎖でないものに限る。 ・分子量1000未満のものに限る。
14	アジピン酸及びペンタエリスリトールのエステル	0.50	0.50	0.50	2.0	0.50	0.50	ペンタエリスリトールは二量体を含む。
15	アジピン酸ジアルキル	50	50	50	40	50	50	・各アルキルの炭素数が4から28までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
16	アジピン酸ジメチル	*	—	*	—	*	*	
17	アジピン酸、トリメチロールプロパン及びモンタンワックス脂肪酸のエステル	1.0	—	—	—	1.0	—	分子量1000未満のものに限る。
18	アジピン酸ビス[2-(2-ブトキシエトキシ)エチル]	1.0	—	1.0	—	1.0	1.0	
19	アジピン酸、2-(2-メトキシエトキシ)エタノール及び2-(2-メトキシエトキシ)ベンジルアルコールのエステル	—	—	13	—	13	13	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
20	N-アシル-サルコシン	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	・アシルは炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・ナトリウム塩を含む。
21	アセチルアセトン	*	*	*	*	*	*	・アルミニウム、カルシウム及び鉄の塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
22	1-(12-アセチルオキシステアリン酸)-2,3-ジ酢酸グリセリル	3.0	3.0	3.0	30	3.0	3.0	
23	アセチルクエン酸トリエチル	*	*	*	*	*	*	
24	アセチルクエン酸トリブチル	*	*	*	*	*	*	
25	アセチル酢酸	—	—	—	0.10	—	—	
26	アセチルリシノール酸ブチル	—	—	—	30	—	—	
27	アセチルリシノール酸メチル	—	8.0	8.0	30	8.0	8.0	材質区分4に使用する場合は、厚さ0.1mmを超える部分に使用してはならない。 ・カルシウム塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
28	アセト酢酸エチル	*	—	—	*	*	—	
29	アセト酢酸オレイルジイソプロポキシアルミニウム	3.0	—	—	—	3.0	—	
30	アゼライン酸ジヘキシル	—	0.50	0.50	24	0.50	0.50	
31	アゼライン酸ビス(2-エチルヘキシル)	*	*	*	*	*	*	
32	アゾカルボンアミド	*	*	*	*	*	*	
33	2-アミノ安息香酸アミド	—	—	0.050	—	0.050	0.050	

34	2-アミノ-2-イミダゾリンの塩酸塩	3.0	—	—	—	3.0	—	
35	N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール及びトール油脂脂肪酸の反応生成物	3.0	1.0	3.0	—	3.0	3.0	被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の分子量1000以上の重合体又はその構成成分として使用する場合を除く。
36	3-アミノクロトン酸及びジプロピレングリコールのエステル	—	—	—	3.0	—	—	
37	3-アミノクロトン酸及び2,2'-チオジエタノールのエステル	—	—	—	*	—	—	
38	3-アミノクロトン酸及びブタンジオールのエステル	—	—	—	3.0	—	—	・ブタンジオールは1,3-ブタンジオール及び1,4-ブタンジオールに限る。 ・モノ及びジエステル並びにそれらの混合物に限る。
39	3-アミノプロピルトリエトキシシラン	20	20	20	20	20	20	
40	3-アミノプロピルトリメトキシシラン	20	20	20	10	20	20	
41	N-(3-アミノプロピル)-1,3-プロパンジアミン及びトール油脂脂肪酸の反応生成物	0.90	0.90	0.90	—	0.90	0.90	
42	2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	—	—	6.0	—	6.0	6.0	
43	4-tert-アミルフェノール	—	0.005	—	—	0.005	0.005	
44	4-tert-アミルフェノール、垂リン酸及び2,4-ジ-tert-アミルフェノールのトリエステル	0.060	1.0	0.20	1.0	1.0	1.0	
45	β-アラニン	—	—	*	—	*	*	
46	垂リン酸及びノニルフェノールのエステル	1.2	1.2	1.0	5.0	1.2	1.2	・ノニルフェノールはジノニルフェノールを含む。 ・モノ、ジ及びトリエステル並びにそれらの混合物を含む。
47	垂リン酸ジアルキルフェニル	—	—	2.0	—	2.0	2.0	・アルキルは直鎖でないものに限る。 ・各アルキルの炭素数が10のものに限る。
48	垂リン酸ジフェニル	—	—	0.10	—	0.10	0.10	
49	垂リン酸トリアルキル	—	—	0.20	—	0.20	0.20	・アルキルは直鎖でないものに限る。 ・各アルキルの炭素数が10のものに限る。
50	垂リン酸トリス(2,4-ジ-tert-ブチルフェニル)	*	*	*	*	*	*	
51	垂リン酸トリフェニル	5.0	0.20	0.50	0.010	5.0	0.50	
52	垂リン酸トリラウリル	0.50	0.50	0.50	1.0	0.50	0.50	
53	垂リン酸ビス(2,4-ジ-tert-ブチル-6-メチルフェニル)エチル	2.0	0.30	1.0	—	2.0	1.0	
54	垂リン酸2-tert-ブチル-4-[1-(4-ヒドロキシ-3-tert-ブチルフェニル)-1-メチルエチル]フェニルビス(4-ノニルフェニル)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	・材質区分4に使用する場合を除き、70℃を超える温度で食品に接触する部分には使用してはならない。 ・酒類に接触する部分には使用してはならない。
55	アルキルアルコール、垂リン酸及びビスフェノールAのエステル	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	アルキルアルコールは炭素数が12から15までのもの及びそれらの混合物に限る。
56	アルキルアルコール及び3-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-5-(tert-ブチル)-4-ヒドロキシフェニルプロピオン酸のエステル	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	アルキルアルコールは炭素数が7から9までのもの及びそれらの混合物に限る。
57	N-アルキル-N'- (カルボキシメチル)-N, N'-トリメチレンジグリシン	1.4	—	—	—	1.4	—	アルキルの炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
58	アルキルスルホン酸	50	50	50	3.0	50	50	・アンモニウム、カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩並びに塩化物を含む。 ・炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
59	アルキルスルホン酸フェニル	—	—	—	46	—	—	アルキルの炭素数が10から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
60	アルキルチオール	3.0	1.2	1.2	1.2	3.0	1.2	・炭素数が3から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
61	N-アルキル-3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ブチルフェニル)プロピオン酸アミド	—	0.50	—	—	0.50	0.50	・アルキルの炭素数が16から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・アルキルは直鎖のものに限る。
62	アルキルフェノール	5.0	5.0	5.0	2.0	5.0	5.0	・アルキルの炭素数が4から9までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・アルキルは直鎖のものに限る。
63	アルキルベンゼンスルホン酸	*	*	*	*	*	*	・アルキルの炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・アンモニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。
64	アルキルベンゼンスルホン酸の亜鉛塩	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	アルキルの炭素数が9から20までのもの及びそれらの混合物に限る。
65	2-アルケニルコハク酸及びエトキシ化処理されたアルキルアルコールのエステル	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	・アルキルアルコールは炭素数が12,20から34までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・アルケニルの炭素数が14から16までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。

66	アルケン、2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ビペリジニアミン及び無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	-	0.50	3.0	-	3.0	3.0	・アルケンは炭素数が20から24までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・分子量1000以上のものに限る。
67	安息香酸	*	*	*	*	*	*	・アルミニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
68	安息香酸、2-エチルヘキササン酸及びトリメチロールプロパンのトリエステル	-	-	-	32	-	-	
69(1)	安息香酸、2-エチルヘキササン酸及びネオペンチルグリコールのジエステル	-	-	-	32	-	-	通し番号69(2)又は69(3)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号69(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
69(2)	安息香酸及びネオペンチルグリコールのジエステル	-	-	-	32	-	-	通し番号69(1)又は69(3)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号69(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
69(3)	2-エチルヘキササン酸及びネオペンチルグリコールのジエステル	-	-	-	32	-	-	通し番号69(1)又は69(2)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号69(3)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
70	安息香酸及びジエチレングリコールのジエステル	10	2.0	20	-	20	20	
71	安息香酸及びジプロピレングリコールのジエステル	30	30	30	-	30	30	
72	安息香酸及びショ糖のエステル	-	-	-	3.0	-	-	
73	安息香酸及びトリエチレングリコールのジエステル	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	
74	安息香酸及びジプロピレングリコールのジエステル	*	*	*	-	*	*	
75	安息香酸の亜鉛塩	-	-	-	*	-	-	
76	安息香酸のリチウム塩	-	*	-	-	*	*	
77	アントラキノン	0.050	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	
78	イソシアヌル酸トリアリル	6.5	1.0	1.0	-	6.5	1.0	材質区分2及び3に使用する場合を除き、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
79	イソシアヌル酸トリス(2-ヒドロキシエチル)	-	-	-	2.0	-	-	
80	イソシアヌル酸1, 3, 5-トリス(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルベンジル)	1.0	0.50	0.50	-	1.0	0.50	
81	イソシアヌル酸1, 3, 5-トリス(3-ヒドロキシ-4-tert-ブチル-2, 6-ジメチルベンジル)	0.10	0.10	0.10	0.050	0.10	0.10	
82	イソソルビド	-	-	5.0	-	5.0	5.0	
83	イソブチル酸及び2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールのエステル	20	10	20	15	20	20	
84	イソブテン、ジシクロペンタジエン及び4-メチルフェノールを主な構成成分とする重合体	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	分子量1000未満のものに限る。
85	イソプロピル処理されたフェノール及びリン酸のエステル	-	-	23	-	23	23	
86	イソプロピル処理されたメチルフェノール	1.6	-	-	-	1.6	-	
87	イソホロンジアミン	0.50	0.50	0.50	-	0.50	0.50	
88	イソホロンジイソシアネート及びシクロヘキシルイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。 ・分子量1000以上のものに限る。 ・100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
89	2-イミダゾリジノン	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
90	エタノール	*	*	*	*	*	*	
91	エタノールアミン	*	*	*	*	*	*	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
92	1, 2-エタンジオン	-	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	
93	2, 2'-エチリデンビス(4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール)	0.10	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	
94	N-エチル-2-アミノエタノール	-	-	1.0	-	1.0	1.0	
95	N-(2-エチルフェニル)-N'-(2-エトキシフェニル)-シウ酸ジアミド	2.0	-	0.50	1.0	2.0	0.50	
96	2-エチルヘキササン酸及びトリエチレングリコールのジエステル	50	-	50	-	50	50	
97	2-エチルヘキササン酸のコバルト塩	3.0	2.0	2.0	-	3.0	2.0	
98	2-エチルヘキササン酸の1, 8-ジアザビシクロ[5. 4. 0]-7-ウンデセン塩	0.50	0.50	0.50	-	0.50	0.50	
99	2-エチルヘキササン酸のジルコニウム塩	3.0	2.0	2.0	-	3.0	2.0	
100	2-エチルヘキササン酸のスズ塩	5.0	0.10	0.10	0.10	5.0	0.10	
101	2-エチルヘキササン酸のセリウム塩	5.0	-	-	-	5.0	-	
102	2-エチルヘキササン酸のビスマス塩	0.50	0.50	0.50	-	0.50	0.50	
103	2-エチルヘキササン酸のマンガン塩	3.0	-	-	-	3.0	-	
104	エチルメチルケトンオキシム	3.0	3.0	3.0	-	3.0	3.0	
105	N-エチル-メチルベンゼンスルホン酸アミド	40	40	40	-	40	40	
106	エチレングリコール	2.0	2.0	25	0.50	25	25	

107(1)	エチレングリコール及び1, 4-ブタンジオールのうち一又は複数の物質、4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート並びにアルキルアルコール又は1-ジエチルアミノ-2-プロパノールを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・アルキルアルコールは炭素数が12から14までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・常温常圧で固形状でないものに限る。 ・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。 ・通し番号107(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号107(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000以上のものに限る。
107(2)	エチレングリコール及び1, 4-ブタンジオールのうち一又は複数の物質並びに4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・常温常圧で固形状でないものに限る。 ・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。 ・通し番号107(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号107(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000以上のものに限る。
108(1)	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体並びに第1表に該当する重合体のブロック共重合体又はグラフト共重合体	*	*	*	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%未満であること。 ・常温常圧で固形状でないものに限る。 ・第1表に該当する重合体は分子量1000以上のものに限る。 ・第1表に該当する重合体は被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体を除く。 ・通し番号412に該当するものを除く。
108(2)	第1表に該当する重合体	*	*	*	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> ・常温常圧で固形状でないものに限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。 ・被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体を除く。 ・分子量1000以上のものに限る。
109(1)	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質、 α , α' , α'' -テトラメチル-1, 3-キシレンジイソシアネート並びにラウリルアルコールを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・常温常圧で固形状でないものに限る。 ・通し番号109(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号109(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000以上のものに限る。
109(2)	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質並びに α , α' , α'' -テトラメチル-1, 3-キシレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・常温常圧で固形状でないものに限る。 ・通し番号109(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号109(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000以上のものに限る。
110	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質並びに2, 2', 2'', 2'''- {スルホニルビス [4, 1-フェニレン-2, 1-ジアゼンジイル (3-メチル-4, 1-フェニレン) ニトリロ]} テトラエタノールを主な構成成分とする重合体	-	0.30	-	-	-	0.30	分子量1000以上のものに限る。
111	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質並びに5-(2-(4-[ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-2-メチルフェニル)ジアゼニル)-3-メチル-2, 4-チオフェンジカルボニトリルを主な構成成分とする重合体	-	0.10	-	-	-	0.10	分子量1000以上のものに限る。

112	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の物質並びにヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	1.7	1.0	1.7	—	1.7	1.7	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 常温常圧で固形状でないものに限る。 分子量1000以上のものに限る。
113	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の物質並びに2, 2'-（[3-メチル-4-[2-(4-メチル-2-ベンゾチアゾリル)ジアゼニル]フェニル]イミノ)ジエタノールを主な構成成分とする重合体	—	0.30	—	—	0.30	0.30	分子量1000以上のものに限る。
114	エチレングリコール及びプロピレングリコールを構成成分とする重合体	*	*	*	*	*	*	
115	エチレングリコール及びプロモ酢酸のジエステル	—	0.001	0.002	—	0.002	0.002	
116	エチレングリコール、1, 3-キレンジジアミン及びトリエンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	6.0	6.0	6.0	—	6.0	6.0	分子量1000未満のものに限る。
117	エチレングリコール、スチレン及びメタクリル酸を主な構成成分とする重合体	1.8	1.8	1.8	—	1.8	1.8	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 分子量1000以上のものに限る。
118	エチレングリコール単重合体	*	*	*	*	*	*	ジエチレングリコール及びトリエチレングリコールを除く。
119	エチレングリコール、トール油脂肪酸及び無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	10	1.0	1.6	1.0	10	1.6	分子量1000未満のものに限る。
120	エチレングリコール、二量化処理された不飽和脂肪酸及び無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	2.2	2.2	2.2	—	2.2	2.2	<ul style="list-style-type: none"> 不飽和脂肪酸は炭素数が18のものに限る。 分子量1000未満のものに限る。
121	エチレングリコール、1, 3-ブタンジオール及びグリセロールのうち又は複数の物質並びにモンタンワックス脂肪酸のエステル	11	10	11	5.0	11	11	
122(1)	エチレンジアミン及び12-ヒドロキステアリン酸のジアミド	—	2.0	2.0	—	2.0	2.0	通し番号122(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号122(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
122(2)	エチレンジアミン、脂肪酸及び12-ヒドロキステアリン酸のジアミド	—	2.0	2.0	—	2.0	2.0	<ul style="list-style-type: none"> 脂肪酸は炭素数が8及び10のもの並びにそれらの混合物に限る。 脂肪酸は直鎖のものに限る。 通し番号122(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号122(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
123	エチレンジアミン、オレイルアミン及びトリエンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	0.45	—	0.45	—	0.45	0.45	分子量1000未満のものに限る。
124	エチレンジアミン四酢酸	*	*	*	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> カルシウム及びナトリウムの塩を含む。 通し番号412に該当するものを除く。
125	N, N'-エチレンビス（脂肪酸アミド）	50	3.0	50	5.0	50	50	各脂肪酸の炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
126	N, N'-エチレンビス（12-ヒドロキステアリン酸アミド）	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
127	エトキシ化及び二量化処理された不飽和脂肪酸	0.60	—	0.60	—	0.60	0.60	<ul style="list-style-type: none"> エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
128	エトキシ化及びプロポキシ化処理のうち又は複数の処理がされたビス（トリメチルシロキシ）メチル（3-ヒドロキシプロピル）シラン	4.0	3.0	3.0	3.0	4.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 末端メチル化処理されたものを含む。
129	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたアクリル酸2-エチルヘキシル、ジエチレントリアミン、パレラクトン、2-フェノキシエタノール並びにヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	2.0	4.0	—	4.0	4.0	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 分子量1000以上のものに限る。
130	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたアクリル酸ブチル、メタクリル酸並びにメタクリル酸3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクチルを主な構成成分とする重合体	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 分子量1000以上のものに限る。
131	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされた1-アジリジンプロピオン酸2-エチルヘキシル、エチレンジアミン並びにリン酸を主な構成成分とする重合体	10	12	10	5.0	12	12	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 分子量1000以上のものに限る。

132	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2-アミノプロパノール、2、2'-アゾビス(2-メチルプロピオニトリル)、2、4-ジフェニル-4-メチル-1-ペンテン、スチレン並びに無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	1.0	-	-	-	1.0	-	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
133	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2-アミノプロパノール、スチレン並びに無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
134	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアリルアルコール	2.5	1.5	1.5	0.90	2.5	1.5	分子量1000以上のものに限る。
135	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアリルアルコール並びにカプロラク톤を主な構成成分とする重合体	0.60	0.12	0.12	0.12	0.60	0.12	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
136	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアリルアルコール並びに酢酸のエステル	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
137	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアリルアルコールのブチルエーテル	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
138	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアリルアルコールのメチルエーテル	3.0	3.0	3.0	0.40	3.0	3.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
139	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアルキルアルコール並びにオレイン酸のエステル	0.070	0.070	0.45	0.070	0.45	0.45	・アルキルアルコールは炭素数が14、15のもの及びそれらの混合物に限る。 ・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
140	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたN-イソプロピルマレイミド、N-[3-(ジメチルアミノ-N'-オキシド)プロピル]マレイミド、スチレン及びマレイン酸を主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。 ・マレイン酸はアンモニウム塩を含む。
141	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたエチレンジアミン	10	10	10	5.0	10	10	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
142	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたエビクロヒドリン、ジブチルアミン並びにビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
143	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたグリセロール	5.0	5.0	15	1.0	15	15	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
144	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた α -シアノ-4-[ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-2-メチルケイ皮酸エチル	-	0.30	-	-	0.30	0.30	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
145	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2-(ジエチルアミノ)エタノール	4.0	4.0	4.0	2.0	4.0	4.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
146	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた脂肪酸	*	*	*	*	*	*	脂肪酸は炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
147	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたN、N-ジメチル-1，3-プロパンジアミン、トルエンジイソシアネート並びにブタノールを主な構成成分とする重合体	0.90	0.30	2.0	-	2.0	2.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。

148	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたN-ステア リル-カルバミン酸並びにペンタエリスリトールを主な構成成分とする重合体	5.0	-	-	-	5.0	-	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
149	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたソルビタン 並びに脂肪酸のエステル	50	50	10	10	50	50	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計2以上のものに限る。 ・脂肪酸は炭素数が8から24までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
150	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたソルビトール	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
151	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2, 4, 7, 9-テトラメチル-5-デシン-4, 7-ジオール	0.20	0.20	0.20	-	0.20	0.20	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・食品に接触する部分に使用できない。
152	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたトリメチ ロールプロパン	5.0	5.0	5.0	1.6	5.0	5.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
153	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたトリメチ ロールプロパン並びにステアリン酸のエステル	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
154	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたトール油脂 脂肪酸	0.40	0.40	0.40	0.10	0.40	0.40	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
155	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたヒマシ油脂 脂肪酸	3.0	3.0	3.0	-	3.0	3.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計2以上のものに限る。
156	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたブタノール	10	10	10	3.0	10	10	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
157	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたブタノール 並びに脂肪酸のエステル	5.0	5.0	5.0	3.0	5.0	5.0	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・脂肪酸は炭素数が8から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
158	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたメタノール	3.5	0.40	0.40	1.4	3.5	0.40	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・食品に接触しない部分に限り、材質区分1及び3の材質区分別使用制限は5%とする。
159	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたヤシ油脂 脂肪酸	5.0	3.0	3.0	4.0	5.0	3.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
160	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたリン酸	2.1	2.1	2.1	-	2.1	2.1	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
161	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理並びに水素化処理さ れたヒマシ油	*	*	*	*	*	*	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計3以上のものに限る。
162(1)	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理並びにステレン修飾 処理されたフェノール	20	20	20	20	20	20	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・通し番号162(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号162(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
162(2)	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理並びにステレン修飾 処理されたメチルフェノール	20	20	20	20	20	20	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・通し番号162(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号162(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
163	エトキシル化及びプロポキシル化のうち若しくは複数の処理がされた脂肪酸 第一級アルコール又は脂肪酸第二級アルコール	*	*	*	*	*	*	・脂肪酸第一級アルコール及び脂肪酸第二級アルコールは炭素数が6から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・末端メチル化処理されたものを含む。
164	エトキシル化及びマレイン酸修飾処理されたオレイン酸	0.90	0.90	0.90	-	0.90	0.90	

165	エトキシ化処理されたアルキルアルコール及びコハク酸のエステル	5.0	5.0	5.0	0.030	5.0	5.0	<ul style="list-style-type: none"> アルキルアルコールは炭素数が13から15までのもの及びそれらの混合物に限る。 エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
166	エトキシ化処理されたグリセロール及び脂肪酸のエステル	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 グリセロールはジグリセロールを含む。 脂肪酸は炭素数が12から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
167	エトキシ化処理されたラウリルアルコール及びグリコール酸のエーテル	6.0	6.0	6.0	—	6.0	6.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
168	エトキシ化処理されたアクリル酸2-エチルヘキシル、メタクリル酸及びメタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	2.0	—	—	—	2.0	—	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 分子量1000以上のものに限る。
169	エトキシ化処理されたアクリル酸及びアクリル酸アルキルを主な構成成分とする重合体	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0	<ul style="list-style-type: none"> アルキルの炭素数が4及び8のもの並びにそれらの混合物に限る。 エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 分子量1000以上のものに限る。
170	エトキシ化処理されたアクリル酸ブチル、飽和脂肪酸のビニルエステル及びメタクリル酸を主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 脂肪酸部分の炭素数が10のもの及び直鎖でないものに限る。 分子量1000以上のものに限る。
171	エトキシ化処理されたアジリジン、ブタノール及びビリン酸を主な構成成分とする重合体	10	10	10	2.0	10	10	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 分子量1000以上のものに限る。
172	エトキシ化処理されたアルキルアルコール及びスルホコハク酸のエステルのナトリウム塩	0.40	0.40	5.0	0.20	5.0	5.0	アルキルアルコールは炭素数が8から14までのもの及びそれらの混合物に限る。
173	エトキシ化処理されたアルキルチオール	—	—	0.20	—	0.20	0.20	<ul style="list-style-type: none"> エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 炭素数が12のもの及び直鎖でないものに限る。
174	エトキシ化処理されたアルキルフェノール	*	*	*	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> アルキルの炭素数が7以上のもの及びその混合物に限る。 エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
175	エトキシ化処理されたアルキルフェノール並びに硫酸のエステルのナトリウム及びアンモニウムのうち一又は複数の塩	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> アルキルフェノールは炭素数が7以上のもの及びそれらの混合物に限る。 エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
176	エトキシ化処理された安息香酸	1.6	—	4.8	—	4.8	4.8	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
177	エトキシ化処理されたカプロラクトン及びビリン酸を主な構成成分とする重合体	4.3	1.3	1.3	0.13	4.3	1.3	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 分子量1000以上のものに限る。
178	エトキシ化処理された牛脂	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	
179	エトキシ化処理された牛脂アルキルアルコール及び硫酸のエステルのナトリウム塩	—	—	—	1.0	—	—	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
180	エトキシ化処理された牛脂アルコール	5.0	—	5.0	—	5.0	5.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
181	エトキシ化処理された2-シアノ-3-(4-ヒドロキシフェニル)アクリル酸ブチル	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
182	エトキシ化処理された2-シアノ-3-(4-ヒドロキシ-3-メトキシフェニル)アクリル酸ブチル	—	—	0.40	—	0.40	0.40	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
183	エトキシ化処理されたジアルキルフェノール	—	3.0	3.0	—	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 各アルキルの炭素数が9のものに限る。
184	エトキシ化処理されたジアルキルフェノール及び硫酸のエステルのアンモニウム塩	—	3.0	3.0	—	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 各アルキルの炭素数が9のものに限る。
185	エトキシ化処理された脂肪酸アミド	0.40	—	0.40	—	0.40	0.40	<ul style="list-style-type: none"> エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 脂肪酸は炭素数が16から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
186	エトキシ化処理された脂肪族アミン	4.0	4.0	50	0.20	50	50	<ul style="list-style-type: none"> 塩酸塩を含む。 脂肪族の炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。

187	エトキシ化処理された脂肪族アミン及び飽和脂肪酸のエステル	-	2.0	-	-	2.0	2.0	<ul style="list-style-type: none"> エチレンオキシドの付加数が2及び3のものに限る。 脂肪酸は炭素数が12、16及び18のもの並びにそれらの混合物に限る。 脂肪酸は直鎖のものに限る。 脂肪族アミンは炭素数が18のものに限る。
188	エトキシ化処理された脂肪族アルコール	1.5	3.0	3.0	1.5	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 脂肪族の炭素数が23以上のもの及びそれらの混合物に限る。
189	エトキシ化処理されたステアリルイソシアネート	3.0	3.0	3.0	-	3.0	3.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
190	エトキシ化処理されたスルホホハク酸及びスチレン修飾処理されたフェノールのエーテルのナトリウム塩	0.40	0.40	0.40	-	0.40	0.40	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
191	エトキシ化処理されたソルビトール及びオレイン酸のエステル	-	*	*	-	*	*	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
192	エトキシ化処理された2, 4, 7, 9-テトラメチル-5-デシン-4, 7-ジオール	10	10	10	10	10	10	
193	エトキシ化処理された2, 5, 8, 11-テトラメチル-6-ドデシン-5, 8-ジオール	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
194	エトキシ化処理された動植物性油脂由来の脂肪族アミン	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
195	エトキシ化処理された2, 4, 6-トリス(sec-ブチル)フェノール及び硫酸のエステルのナトリウム塩	-	0.30	0.30	-	0.30	0.30	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
196	エトキシ化処理されたトリデシルフェノール及びリン酸のエステル	1.6	-	-	-	1.6	-	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
197	エトキシ化処理された2, 4-トルエンジイソシアネート、1, 6-ヘキサジエールのジグリシジルエーテル及びベンジルアミンを主な構成成分とする重合体	21	21	21	21	21	21	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 分子量1000以上のものに限る。
198	エトキシ化処理されたノニルフェノール及びリン酸のエステル	1.6	3.0	3.0	1.0	3.0	3.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
199	エトキシ化処理された4-ノニル-2-(1-プロペニル)フェノール及び硫酸のエステルのアンモニウム塩	-	-	1.0	-	1.0	1.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
200	エトキシ化処理された12-ヒドロキステアリン酸	-	*	-	*	*	*	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
201	エトキシ化処理されたヒマシ油	1.0	1.0	1.0	0.10	1.0	1.0	
202	エトキシ化処理されたフェノール及びリン酸のエステル	0.93	0.93	2.2	0.93	2.2	2.2	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
203	エトキシ化処理されたブタノール及びリン酸のエステルの2-(ジブチルアミノ)エタノール塩	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
204	エトキシ化処理された3-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-5-(tert-ブチル)-4-ヒドロキシフェニルプロピオン酸	5.0	5.0	12	5.0	12	12	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
205	エトキシ化処理された飽和脂肪酸及び水素化処理されたヒマシ油を主な構成成分とする重合体	0.20	0.20	0.20	-	0.20	0.20	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 脂肪酸は炭素数が18のもの及び直鎖でないものに限る。 分子量1000以上のものに限る。
206	エトキシ化処理された飽和脂肪族二価アルコールのアリルエーテル及び硫酸のエステル	0.50	-	5.0	-	5.0	5.0	<ul style="list-style-type: none"> アンモニウム塩を含む。 エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 脂肪族二価アルコールは炭素数が10から14までのもの及びそれらの混合物に限る。
207	エトキシ化処理されたメタノール及びペルフルオロアルケニルアルコールのエーテル	-	-	0.10	-	0.10	0.10	<ul style="list-style-type: none"> エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 分子量1000以上のものに限る。 ペルフルオロアルケニルアルコールは炭素数が9のものに限る。
208	エトキシ化処理されたメタノール、トリエチレングリコールのブチルエーテル及びN, N'-{1, 3-フェニレンビス[メチレンイミノカルボニルイミノ(メチル-3, 1-フェニレン)]}ジカルバミン酸のエステル	5.5	5.5	5.5	0.60	5.5	5.5	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
209	エトキシ化処理されたモンタンワックス脂肪酸	5.0	1.0	1.0	1.0	5.0	1.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
210	エトキシ化処理されたヤシ油アルキルアミン及びオクタン酸のエステル	-	1.0	0.50	0.50	1.0	1.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
211	エトキシ化処理されたラウリルアルコール及びマレイン酸のエステル	1.5	1.5	1.5	-	1.5	1.5	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
212	エトキシ化処理されたリシノール酸	0.20	0.20	0.70	5.0	0.70	0.70	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。

213	エトキシ化、1, 2-エポキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされた脂肪酸アルコール並びに硫酸のエステルのアンモニウム、カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩	6.0	50	50	6.0	50	50	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一若しくは複数、又は1, 2-エポキシオキシドの付加数が合計2以上のものに限る。 ・脂肪酸アルコールは炭素数が4から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
214	エトキシ化又はプロポキシ化処理されたフェノール	2.0	2.0	5.0	0.050	5.0	5.0	
215	エピクロヒドリン、オクタノール及び2-メルカプトエタノールの反応生成物	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
216	エピクロヒドリン、ジエタノールアミン及びビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	2.5	—	—	—	2.5	—	分子量1000以上のものに限る。
217	エピクロヒドリン、ステアリン酸、トール油脂肪酸及びビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	2.5	—	—	—	2.5	—	分子量1000以上のものに限る。
218	エポキシ化処理されたアマニ油	30	30	30	30	30	30	
219	エポキシ化処理されたアマニ油脂肪酸のブチルエステル	—	0.10	0.10	30	0.10	0.10	
220	エポキシ化処理されたサフラワー油	—	0.10	0.10	30	0.10	0.10	
221	エポキシ化処理された大豆油	*	*	*	*	*	*	
222	エポキシ化処理された1, 3-ブタジエンを主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	分子量1000以上のものに限る。
223	4, 5-エポキシシクロヘキサノール-1, 2-ジカルボン酸ジアルキル	—	—	—	34	—	—	各アルキルの炭素数が8のものに限る。
224	4, 5-エポキシシクロヘキサノール-1, 2-ジカルボン酸ビス(9, 10-エポキシステアリル)	—	—	—	34	—	—	
225	エポキシステアリン酸アルキル	2.0	2.0	2.0	30	2.0	2.0	アルキルの炭素数が8のものに限る。
226	エポキシステアリン酸の亜鉛、アンモニウム及びカルシウムのうち又は複数の塩	1.6	0.60	—	6.0	1.6	0.60	
227	エリソルビン酸	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
228	塩化コリン	*	—	*	—	*	*	
229	塩化ベンゾイル	5.0	0.20	5.0	5.0	5.0	5.0	
230	塩素化処理された飽和炭化水素	10	50	50	50	50	50	・炭素数が10以上のもの及びそれらの混合物に限る。ただし、炭素数が10から13までのもの及びそれらの混合物であって、塩素が重合体全体の48%を超えるものを除く。 ・分子量1000以上の場合は、常温常圧で固形状でないものに限る。
231	4, 4'-オキシビス(ベンゼンスルホニルヒドrazil)	—	0.002	0.50	0.50	0.50	0.50	
232	2-オキソ-2-エトキシエチルホスホン酸ジエチル	0.14	—	0.070	—	0.14	0.070	
233	オクタン酸のコバルト塩	*	—	*	—	*	*	
234	オクタン酸のジルコニウム塩	3.0	—	—	—	3.0	—	
235	オクタン酸2-メルカプトエチル、ジクロロジメチルスズ、デカン酸2-メルカプトエチル、トール油脂肪酸の2-メルカプトエチルエステル、トリクロロメチルスズ及び硫化ナトリウムの反応生成物	—	—	—	2.0	—	—	
236	オクタン、セバシン酸ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジル)及びtert-ブチルヒドロペルオキシドの反応生成物	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
237	N-オクチル-イソチアゾロン	0.085	0.085	0.15	0.085	0.15	0.15	
238	N-オクチル-4, 5-ジクロロイソチアゾロン	—	—	0.10	—	0.10	0.10	
239	オクチルホスホン酸	2.0	0.17	0.17	0.17	2.0	0.17	・カリウム塩を含む。 ・材質区分1に使用する場合を除き、油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
240	オレイルアミン	0.60	0.60	0.60	—	0.60	0.60	
241	オレイルアミン及びマレイン酸修飾処理された脂肪酸の反応生成物	10	10	10	—	10	10	脂肪酸は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、不飽和脂肪酸である場合は、炭素数が16から18までのものに限る。
242	N-オレイル-飽和脂肪酸アミド	*	*	*	*	*	*	・脂肪酸の炭素数が16, 18のもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸は直鎖のものに限る。
243	オレイン酸及びトール油脂肪酸のうち又は複数の2-メルカプトエチルエステル並びにジクロロジメチルスズ、トリクロロメチルスズ及び硫化ナトリウムの反応生成物	—	—	10	2.0	10	10	
244	オレイン酸及び1, 4-ブタンジオールのジエステル	—	0.050	0.050	—	0.050	0.050	
245	オレイン酸及び1, 6-ヘキサンジオールのジエステル	—	0.050	0.20	—	0.20	0.20	
246	オレイン酸及びN-メチル-タウリンのアミドのナトリウム塩	—	0.20	0.50	0.50	0.50	0.50	
247	オレイン酸のズ塩	—	—	—	1.0	—	—	
248	オレイン酸のセリウム塩	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
249	オレイン酸のトリエタノールアミン塩	—	—	0.10	—	0.10	0.10	
250	オレイン酸のマンガン塩	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
251	オレイン酸2-メルカプトエチル	—	—	—	1.0	—	—	
252	過塩素酸のN-(2-ヒドロキシエチル)-N, N-ジメチル-オクチルアンモニウム塩	—	—	1.0	—	1.0	1.0	
253	加水分解処理されたエピクロヒドリン及び2, 2, 4, 4-テトラメチル-7-オキサ-3, 20-ジアザジスピロ[5.1.11.2]-ヘネイコサン-21-オンの塩酸塩の反応生成物	—	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	

254	カプロラクタム	3.0	1.0	3.0	—	3.0	3.0	
255	N-(3-カルボキシ-2-スルホプロピオニル)-N-ステアリル-アスパラギン酸のナトリウム塩	1.6	—	—	—	1.6	—	
256	カンフェン及びフェノールの反応生成物	—	20	—	—	20	20	
257	ギ酸	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
258	キシレン	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
259	半脂アルコール及び脂肪族アルコールのうち又は複数のリン酸エステル	10	3.0	10	5.0	10	10	・カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩を含む。 ・半脂アルコール及び脂肪族アルコールは、エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理をしたものに限る。 ・脂肪族アルコールは炭素数が4から18のもの及びそれらの混合物に限る。
260	牛脂脂肪酸及びプロピレングリコールのエステル	3.0	3.0	10	5.0	10	10	
261	クエン酸	*	*	*	*	*	*	・アンモニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びに重合体を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
262	クエン酸及びモノオレイン酸グリセリルのエステル	10	10	10	10	10	10	
263	クエン酸及びモノステアリン酸グリセリルのエステル	10	10	10	10	10	10	
264	クエン酸のステアリルエステル	*	*	*	*	*	*	
265	グリコール酸エチルの4-tert-ブチルフェニルエーテル及びホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体	—	—	1.0	—	1.0	1.0	分子量1000未満のものに限る。
266	グリコール酸ブチル	1.0	1.0	1.0	0.20	1.0	1.0	
267	グリシジル〔3-(トリメトキシシリル)プロピル〕エーテル	20	20	20	5.0	20	20	
268	グリシジル(2-フェニルフェニル)エーテル	*	*	*	*	*	*	
269	グリセロールのカルシウム及びマグネシウムのうち又は複数の塩	*	*	*	*	*	*	通し番号412に該当するものを除く。
270	グリセロール及び脂肪酸のエステル	50	50	50	30	50	50	・グリセロールはジグリセロールを含む。 ・脂肪酸は炭素数が2から24までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
271	グリセロール単重合体	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	ジグリセロールを除く。
272	グリセロール単重合体及び脂肪酸のエステル	*	*	*	*	*	*	・グリセロール単重合体はジグリセロールを除く。 ・脂肪酸は炭素数が6から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
273	グリセロール単重合体及びリシノール酸のエステル	*	*	*	*	*	*	・グリセロール単重合体はジグリセロールを除く。 ・リシノール酸は重合体を含む。
274	グルコース	*	*	*	*	*	*	
275	L-グルタミン酸	*	—	*	—	*	*	・アンモニウム、塩酸、カリウム及びナトリウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
276	グルタル酸ジイソブチル	0.20	0.20	0.20	—	0.20	0.20	
277	グルタル酸ジメチル	20	—	20	—	20	20	
278	2-クロロアセタミド	—	0.10	0.10	—	0.10	0.10	
279	1-(3-クロロアリル)-3,5,7-トリアザ-1-アゾニアアダマンタンの塩化物	0.20	0.20	0.20	—	0.20	0.20	
280	1-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-trans-プロペン	20	—	20	—	20	20	
281	クロロベンゼン	0.10	—	0.10	—	0.10	0.10	
282	4-[(4-クロロベンゾイル)アミノ]安息香酸のナトリウム塩	—	0.25	—	—	0.25	0.25	食品に接触する部分に使用できない。
283	4-クロロ-3-メチルフェノール	1.6	—	—	—	1.6	—	
284	ケイ酸のエチルエステル	10	10	10	10	10	10	
285	コハク酸及び2-(4-ヒドロキシ-2,2,6,6-テトラメチルピペリジン)エタノールを主な構成成分とする重合体	1.0	0.30	1.0	—	1.0	1.0	分子量1000以上のものに限る。
286	コハク酸ジイソブチル	0.10	0.10	0.10	—	0.10	0.10	
287	コハク酸ジバルミチル	1.0	1.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
288	コハク酸ビス〔2-(2-(2-メトキシエトキシ)エトキシ)エチル〕	—	—	9.1	—	9.1	9.1	
289	酢酸	*	*	*	*	*	*	・カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びに無水物を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
290	酢酸2-(2-エトキシエトキシ)エチル	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	
291	酢酸及び脂肪酸のグリセリルエステル	*	*	*	*	*	*	・脂肪酸が不飽和脂肪酸の場合は、炭素数が18のものに限る。 ・脂肪酸が飽和脂肪酸の場合は、炭素数が8から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
292	酢酸D-α-トコフェリル	*	*	—	—	*	*	
293	酢酸の亜鉛塩	*	*	*	*	*	*	
294	酢酸のジエチルアミン塩	—	—	1.0	—	1.0	1.0	

295	酢酸の銅塩	—	—	0.10	—	0.10	0.10
296	酢酸のマンガン塩	—	0.001	0.10	—	0.10	0.10
297	酢酸のリチウム塩	—	—	0.10	—	0.10	0.10
298	酢酸2-(2-ブトキシエトキシ)エチル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0
299	酢酸1-メトキシ-2-プロピル	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0
300	サリチル酸の亜鉛塩	—	—	—	0.40	—	—
301	サリチル酸4-tert-ブチルフェニル	*	*	*	*	*	*
302	三塩化リン、2,4-ジ-tert-ブチル-5-メチルフェノール及び1,1'-ビフェニルの反応生成物	0.30	0.30	0.30	—	0.30	0.30
303	酸化ケイ素及びジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体の反応生成物	30	30	30	30	30	30
304	酸化処理及び水素化処理された牛脂アルキルアミン	—	0.60	0.20	—	0.60	0.60
305	酸化処理された炭化水素	*	*	*	*	*	*
306	酸化処理された炭化水素のリチウム塩	10	10	10	10	10	10
307(1)	三量化処理された脂肪酸	10	5.0	—	—	10	5.0
307(2)	二量化処理された脂肪酸	10	5.0	—	—	10	5.0
308	2,3-ジアセトキシコハク酸及びモノステアリン酸グリセリルのエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
309	シアヌル酸トリアリル	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
310	シアヌル酸の亜鉛塩	—	10	10	—	10	10
311	N-シアノ-カルバモジチオン酸のナトリウム塩	*	—	—	—	*	—
312	N-シアノ-グアニジン	*	*	*	—	*	*
313	2-シアノ-3,3-ジフェニルアクリル酸エチル	3.0	2.0	2.0	0.30	3.0	2.0
314	2-シアノ-3,3-ジフェニルアクリル酸2-エチルヘキシル	—	—	0.50	—	0.50	0.50
315	2,4-ジアミノ-6-ヒドロキシピリミジン	—	—	—	0.20	—	—
316	2,5-ジ-tert-アミルヒドロキノン	1.0	0.20	1.0	2.0	1.0	1.0
317	ジ亜リン酸ジアルキルペンタエリスリチル	—	—	0.10	—	0.10	0.10
318	ジ亜リン酸ジステアリルペンタエリスリチル	1.5	0.25	1.5	1.0	1.5	1.5
319	ジ亜リン酸ビス(2,4-ジクミルフェニル)ペンタエリスリチル	0.30	0.20	0.20	0.20	0.30	0.20
320	ジ亜リン酸ビス(2,4-ジ-tert-ブチルフェニル)ペンタエリスリチル	1.0	5.0	1.0	1.0	5.0	5.0
321	ジ亜リン酸ビス(2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェニル)ペンタエリスリチル	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
322	ジアルキルジスルフィド	0.020	—	0.020	—	0.020	0.020
323	ジアルキルフェニルオキシドジスルホン酸及びモノアルキルフェニルオキシドジスルホン酸のうち又は複数の物質	50	50	50	3.0	50	50
324	2,6-ジイソプロピルフェニルイソシアネート及び1,3,5-トリイソプロピルベンゼン-2,4-ジイソシアネート単重合体の反応生成物	—	—	0.30	—	0.30	0.30
325	N-(2,6-ジイソプロピルフェニル)-6-[4-(1,1,3,3-テトラメチルプロピル)フェノキシ]-1H-ベンゾ[d,e]イソキノリン-1,3(2H)-ジオン	—	—	0.50	—	0.50	0.50
326	ジイソプロピルベンゼンヒドロペルオキシド	5.0	1.3	1.3	1.3	5.0	1.3
327	ジエタノールアミン	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0
328	ジエタノールアミン及び動物性油脂由来の脂肪酸のアミド	*	*	*	*	*	*
329	N,N-ジエチル-アニン	3.0	—	—	—	3.0	—

330	2- (ジエチルアミノ) エタノール	*	*	*	*	*	*
331	ジエチルジチオカルバミン酸の亜鉛塩	—	0.001	0.001	—	0.001	0.001
332	ジエチレングリコール	10	10	10	10	10	10
333	ジエチレングリコール及びトール油脂肪酸のエステル	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0
334	ジエチレングリコールのモノエチルエーテル	7.0	7.0	7.0	3.0	7.0	7.0
335	ジエチレングリコールのモノフェニルエーテル	10	1.0	10	—	10	10
336	ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
337	ジエチレングリコールのモノメチルエーテル	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002
338	ジエチレントリアミン及びトール油脂肪酸の反応生成物	5.0	1.2	1.2	0.50	5.0	1.2
339	1, 3-ジオクチル-1, 3-ジチオキソジスタナチアン	—	—	—	1.5	—	—
340	ジオクチルチオキソスズ	—	—	—	1.5	—	—
341	1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸及びトリシクロデカンジメタノールのエステル	0.80	0.80	0.80	—	0.80	0.80
342	1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸ジアルキル	—	—	30	45	30	30
343	1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸のカルシウム塩	—	0.35	0.25	—	0.35	0.35
344	4, 4'-シクロヘキシリデンビス (2-シクロヘキシルフェノール)	0.10	—	—	—	0.10	—
345(1)	シクロヘキシルアミン又はシクロヘキシルイソシアネート及び4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
345(2)	4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート単独重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
346	1, 3-シクロペンタジエン	—	0.001	0.001	—	0.001	0.001
347	2, 4-ジシクロ-6-(4-モルホリル)-1, 3, 5-トリアジン及びN, N'-ビス (2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジン) -ヘキサメチレンジアミンを主な構成成分とする重合体	0.60	0.30	0.30	0.30	0.60	0.30
348	N, N'-ジシクロヘキシル-2, 6-ナフタレンジカルボン酸アミド	—	0.40	—	—	0.40	0.40
349	ジ (ステアリル) ジスルフィド	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0
350	N, O-ジステアリン酸-エタノールアミン	1.0	—	1.0	3.0	1.0	1.0
351	3, 3'-ジスルホジフェニルスルホンのカリウム塩	0.015	—	—	—	0.015	—
352	9, 10-ジヒドロ-9-オキサ-10-ホスファフェナントレン-10-オキシド	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
353	9, 10-ジヒドロキステアリン酸	—	—	10	1.0	10	10
354	2, 4-ジヒドロキシ-2-メチルペンタン	5.0	1.0	1.0	1.0	5.0	1.0
355	2, 2'-ジヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
356	ジフェニルアミン及び2, 4, 4'-トリメチルベンゼンの反応生成物	1.0	—	0.50	—	1.0	0.50
357	N, N'-ジフェニル-エチレンジアミン	—	—	—	2.0	—	—
358	ジフェニルエーテルジスルホン酸のモノアルキルエステルのナトリウム塩	1.5	1.7	1.7	3.0	1.7	1.7
359	N, N'-ジフェニル-チオ尿素	0.50	—	—	0.50	0.50	—
360	2-(4, 6-ジフェニル-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)-5-(ヘキシルオキシ) フェノール	0.50	—	0.50	—	0.50	0.50
361	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
362	2- (ジブチルアミノ) エタノール	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0
363	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-エチルフェノール	0.20	0.10	0.10	—	0.20	0.10
364	ジブチルジチオカルバミン酸の亜鉛塩	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
365	1, 3-ジブチル-1, 3-ジチオキソジスタナチアン	—	—	—	1.0	—	—
366	3, 5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキシ安息香酸 4-tert-ブチル-2-(5-tert-ブチル-2, 3-ジヒドロ-2-オキソ-3-ベンゾフラン) フェニル	—	0.020	—	—	0.020	0.020
367	5, 7-ジ-tert-ブチル-3-ヒドロキシ-2 (3H) -ベンゾフラン及び1, 2-ジメチルベンゼンの反応生成物	0.050	0.10	0.050	0.050	0.10	0.10
368	2, 5-ジ-tert-ブチルヒドロキノン	1.5	0.10	2.0	—	2.0	2.0
369	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール	—	—	—	2.0	—	—
370	2, 4-ジ-tert-ブチルフェノール	0.20	—	—	—	0.20	—
371	ジ-tert-ブチルペルオキシド	—	—	0.40	—	0.40	0.40
372	2, 2-ジフルオロ-2- [1, 1, 2, 2-テトラフルオロ-2- (1, 1, 2, 2-ペンタフルオロエトキシ) エトキシ] 酢酸のアンモニウム塩	0.80	—	—	—	0.80	—
373	ジブチレングリコール	*	*	*	*	*	*
374	ジブチレングリコールのモノブチルエーテル	—	—	20	—	20	20
375	ジブチレングリコールのモノメチルエーテル	5.0	5.0	5.0	0.010	5.0	5.0
376	2, 2-ジブチル-2-シアノ酢酸アミド	*	*	*	*	*	*
377	1, 2-ジブチル-2, 4-ジシアノブタン	—	0.003	—	—	0.003	0.003
378	ジ (ベンジリデン) ソルビトール	—	*	*	—	*	*

379	ジベンゾイルメタン	—	—	—	1.0	—	—	—
380	ジベンタエリスリトール	—	—	—	*	—	—	—
381	脂肪酸	*	*	*	*	*	*	・アルミニウム、アンモニウム、カリウム、カルシウム、鉄、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。 ・炭素数が8から28までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
382	脂肪酸アミド	50	11	50	6.0	50	50	炭素数が6から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
383	脂肪酸及びトリメチロールプロパンのエステル	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	脂肪酸は炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
384	脂肪酸及び2-プロパノールのチタン塩	0.10	1.0	—	1.0	1.0	1.0	脂肪酸は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
385	脂肪酸の亜鉛塩	15	15	15	15	15	15	脂肪酸は炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
386	脂肪酸のベンタエリスリチルエステル	50	50	50	10	50	50	脂肪酸は炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
387	脂肪酸のリチウム塩	0.50	1.0	0.50	1.0	1.0	1.0	脂肪酸は炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
388	脂肪酸、N-(2-ヒドロキシアリル)-アルキレンジアミン及び尿素の反応生成物	2.0	—	2.0	—	2.0	2.0	・アルキレンの炭素数が2から4までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸は炭素数が8から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
389	脂肪族アミン	*	*	*	—	*	*	炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、不飽和の場合は、炭素数が18のものに限る。
390	脂肪族一価アルコール	50	50	50	3.0	50	50	・炭素数が5から26までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、直鎖又は飽和でない場合は、炭素数が8から18までのものに限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
391	N, N'-ジホルミル-N, N'-ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニル)-ヘキサメチレンジアミン	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
392	N, N-ジメチル-アニリン	3.0	—	—	—	3.0	—	
393	N, N-ジメチル-6-アミノウラシル	—	—	—	1.0	—	—	
394	2-(ジメチルアミノ)エタノール	*	*	*	*	*	*	
395	5-(ジメチルアミノ)-2-メチル-5-オキソ-吉草酸メチル	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	
396	ジメチルエーテル	—	2.7	2.7	—	2.7	2.7	
397	N-(1, 1-ジメチル-3-オキソブチル)-アクリルアミド	—	—	0.50	—	0.50	0.50	
398	N, N-ジメチル-ジアルキルアンモニウムの塩化物	*	*	*	*	*	*	各アルキルの炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
399	N, N-ジメチル-シクロヘキシルアミン	0.20	0.20	0.20	—	0.20	0.20	
400	1, 3-ジメチル-1, 3-ジチオキソジスタナンチアン	—	—	—	0.50	—	—	
401	ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	50	15	50	—	50	50	・環状物質を含む。 ・ケイ素元素の数が4以上のもの及び分子量1000未満のものに限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
402	N, N-ジメチル-(水素化処理された牛脂アルキルアミン)	0.25	—	0.25	—	0.25	0.25	
403	ジメチルチオキソスズ	—	—	—	1.5	—	—	
404	N, N-ジメチル-ビス(水素化処理された牛脂アルキル)アンモニウムの塩化物	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
405	2, 5-ジメチル-2, 5-ビス(tert-ブチルペルオキシ)ヘキサン	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
406	2, 5-ジメチル-2, 5-ビス(tert-ブチルペルオキシ)-3-ヘキシン	—	0.10	0.10	—	0.10	0.10	
407	N, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン	0.60	0.60	0.60	—	0.60	0.60	
408	N, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン、1, 3-プロパンジアミン及び二量処理された不飽和脂肪酸の反応生成物	1.6	1.6	1.6	—	1.6	1.6	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
409	3, 5-ジメチル-1-ヘキシン-3-オール	0.50	—	—	—	0.50	—	
410	2, 4-ジメチル-6-(1-メチルベンタデシル)フェノール	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
411	酒石酸	*	*	*	*	*	*	・カリウム及びナトリウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
412	食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第1又は既存添加物名簿(平成8年厚生省告示第120号)に掲げる添加物	*	*	*	*	*	*	
413	植物性油脂及びびロウのうち又は複数の物質	*	*	*	*	*	*	・重合体を含む。 ・通し番号416に該当するものを除く。
414	植物性油脂由来の脂肪酸のセリウム塩	—	1.0	—	—	1.0	1.0	
415	植物性油脂由来の脂肪酸のマンガン塩	—	*	*	—	*	*	
416	食用油脂	*	*	*	*	*	*	
417	食用油脂由来の脂肪酸	*	*	*	*	*	*	・アルミニウム、アンモニウム、カリウム、カルシウム、鉄、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。

418	ショ糖	*	—	*	—	*	—	*
419	ジオードメチル（4-メチルフェニル）スルホン	—	0.005	0.005	—	0.005	—	0.005
420	ジラウリン酸ジオクチルスズ	0.50	0.50	0.50	1.5	0.50	—	0.50
421	水酸化処理されたレシチン	*	—	*	—	*	—	*
422	水酸化テトラエチルアンモニウム	—	—	0.001	—	0.001	—	0.001
423	水酸化処理された牛脂アミド	3.0	10	10	0.50	10	—	10
424	水酸化処理された牛脂アルキルアミン	5.0	0.060	0.060	0.060	5.0	—	0.060
425	水酸化処理された牛脂脂肪酸のグリセリルエステル	2.0	4.0	0.50	—	4.0	—	4.0
426	水酸化処理された植物性油脂	50	50	50	5.0	50	—	50
427	水酸化処理された食用油脂	10	10	10	5.0	10	—	10
428	水酸化処理された動物性油脂由来の脂肪酸	*	*	*	*	*	—	*
429	水酸化処理された動物性油脂	*	*	*	*	*	—	*
430	水酸化処理されたN, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）-牛脂アルキルアミン	4.0	1.2	—	—	4.0	—	1.2
431	水酸化処理されたヒマシ油、グリセロール及び無水酢酸の反応生成物	3.0	3.0	3.0	50	3.0	—	3.0
432	水酸化処理されたヒマシ油脂肪酸及び1, 4-ブタンジアミンの反応生成物	0.60	0.60	0.60	—	0.60	—	0.60
433	スチレン修飾処理されたクレゾール	—	—	—	2.0	—	—	—
434	スチレン修飾処理されたフェノール	20	—	20	2.0	20	—	20
435	N-ステアリル-エルカ酸アミド	*	*	*	*	*	—	*
436	N-ステアリル-D-グルコン酸アミド	1.0	—	—	—	1.0	—	—
437	ステアリン酸及び乳酸のグリセリルエステル	—	—	—	0.50	—	—	—
438	ステアリン酸のコバルト塩	—	1.0	1.0	—	1.0	—	1.0
439	ステアリン酸のジルコニウム塩	—	0.050	0.050	—	0.050	—	0.050
440	ステアリン酸のセリウム塩	—	1.0	1.0	—	1.0	—	1.0
441	ステアリン酸のマンガン塩	—	1.0	1.0	—	1.0	—	1.0
442	ステアリン酸メチル及び1-(2-ヒドロキシ-2-メチルプロポキシ)-2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジノールの反応生成物	—	0.10	0.10	—	0.10	—	0.10
443	5-スルホイソフタル酸ジメチルのカリウム及びナトリウムのうち一又は複数の塩	5.0	—	2.0	0.50	5.0	—	2.0
444	5-スルホイソフタル酸ジメチルのバリウム塩	—	—	2.0	—	2.0	—	2.0
445	9-スルホオキシステアリン酸及び10-スルホオキシステアリン酸のうち一又は複数のナトリウム塩	—	—	1.0	—	1.0	—	1.0
446	スルホコハク酸のアルキルエステル又はシクロヘキシルエステル	*	*	*	*	*	—	*
447	スルホン化処理された牛脂	5.0	—	—	—	5.0	—	—
448	セバシン酸ジアルキル	*	*	*	*	*	—	*
449	セバシン酸ビス（2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニル）	5.0	5.0	5.0	0.50	5.0	—	5.0
450	セバシン酸ビス（1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピペリジニル）	5.0	5.0	5.0	—	5.0	—	5.0
451	セバシン酸メチル1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピペリジニル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	—	5.0
452	ソルビタン及び動物性油脂由来の脂肪酸のエステル	—	1.0	10	—	10	—	10
453	ソルビトール及び動物性油脂由来の脂肪酸のエステル	—	0.21	0.21	—	0.21	—	0.21
454	ソルビトール及びベンズアルデヒドの反応生成物	1.0	0.70	1.0	0.70	1.0	—	1.0
455	ソルビトール、ベンズアルデヒド及び4-メチルベンズアルデヒドの反応生成物	—	0.50	—	—	0.50	—	0.50
456	ソルビン酸	*	*	*	*	*	—	*
457	ソルビン酸及びトリメチロールプロパンのトリエステル	—	0.40	—	—	0.40	—	0.40
458	大豆脂肪酸及びプロピレングリコールのエステル	3.0	3.0	10	5.0	10	—	10
459	脱水処理及びマレイン酸修飾処理されたヒマシ油脂肪酸	1.5	1.5	1.5	—	1.5	—	1.5
460	脱水処理されたヒマシ油脂肪酸	5.0	5.0	10	—	10	—	10
461	チオグリコール及びトール油脂肪酸のエステル	—	—	—	1.0	—	—	—
462	チオグリコール酸2-エチルヘキシル	—	—	—	1.5	—	—	—
463	チオシアン酸のナトリウム塩	—	—	0.20	—	0.20	—	0.20
464	3, 3'-チオジプロピオン酸	*	*	*	*	*	—	*
465	3, 3'-チオジプロピオン酸ジアルキル	*	*	*	*	*	—	*
466	チオ尿素	*	—	*	—	*	—	*
467	4, 4'-チオビス（3-メチル-6-tert-ブチルフェノール）	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	—	5.0
468	1, 10-デカンジカルボン酸	—	0.010	0.010	—	0.010	—	0.010
469	1, 10-デカンジカルボン酸ビス（N'-サリチロイルヒドラジド）	0.15	—	0.15	—	0.15	—	0.15
470	デキストリン	*	—	*	*	*	—	*

471	テトラキス（2-シアノ-3, 3-ジフェニルアクリル酸）ペンタエリスリチル	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	70℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
472	N, N', N'', N'''-テトラキス〔4, 6-ビス〔ブチル-（N-メチル-2, 2, 6, 6-テトラメチルピペリジン-4-イル）アミノ〕トリアジン-2-イル〕-4, 7-ジアザデカシ-1, 10-ジアミン	0.40	0.40	0.40	0.10	0.40	0.40	
473	テトラキス〔3-（4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル）プロピオン酸〕ペンタエリスリチル	*	*	*	*	*	*	
474	N, N, N', N'-テトラキス（2-ヒドロキシプロピル）-エチレンジアミン	*	*	*	-	*	*	
475	テトラキス（3-ラウリルチオプロピオン酸）ペンタエリスリチル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	材質区分3に使用する場合を除き、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
476	4, 4'-〔（1, 3, 6, 8-テトラヒドロ-1, 3, 6, 8-テトラオキソベンゾ〔1, m n〕〔3, 8〕フェナントロリン）-2, 7-ジイル〕ビス（安息香酸エチル）、テレフタル酸、2, 6-ナフタレンジカルボン酸及び1, 4-ブタンジオールを主な構成成分とする重合体	-	-	7.0	-	7.0	7.0	分子量1000以上のものに限る。
477	テトラヒドロフラン	-	0.001	6.0	0.010	6.0	6.0	
478	2, 4, 8, 10-テトラ-tert-ブチル-6-〔（2-エチルヘキシル）オキシ〕-12H-ジベンゾ〔d, g〕〔1, 3, 2〕ジオキサホスホシン	1.0	1.0	1.0	0.25	1.0	1.0	
479	2, 4, 8, 10-テトラ-tert-ブチル-6-ヒドロキシ-12H-ジベンゾ〔d, g〕〔1, 3, 2〕ジオキサホスホシン-6-オキシドのリチウム塩	-	0.30	-	-	0.30	0.30	
480	1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	*	-	-	-	*	-	
481	テトラフルオロエチレン及びヘキサフルオロプロピレンのうち一又は複数を主な構成成分とする重合体	-	-	5.5	-	5.5	5.5	分子量1000未満のものに限る。
482	α, α, α', α'-テトラメチル-1, 3-キシレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。 ・分子量1000以上のものに限る。 ・100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
483	N, N, N', N'-テトラメチル-チウラムジスルフィド	-	-	0.10	-	0.10	0.10	
484	2, 4, 7, 9-テトラメチル-4, 7-デカンジオール	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	
485	2, 4, 7, 9-テトラメチル-5-デシン-4, 7-ジオール	5.0	5.0	5.0	3.0	5.0	5.0	
486	2, 5, 8, 11-テトラメチル-6-ドデシン-5, 8-ジオール	2.0	2.0	2.0	-	2.0	2.0	
487	4-（1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル）フェノール	*	-	*	-	*	*	
488	デヒドロ酢酸	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
489	デヒドロ酢酸の亜鉛塩	-	-	-	1.0	-	-	
490	テレフタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	-	-	-	43	-	-	
491	テレフタル酸ビス〔2-tert-ブチル-6-（2-ヒドロキシ-3-tert-ブチル-5-メチルベンジル）-4-メチルフェニル〕	-	*	*	-	*	*	
492	動植物性油脂由来の脂肪酸	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	・アルミニウム、アンモニウム、カリウム、カルシウム、鉄、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。 ・通し番号412及び417に該当するものを除く。
493	動植物性油脂由来の脂肪酸アミド	2.0	2.0	10	5.0	10	10	
494	ジエタノールアミン及びトリエタノールアミンのうち一又は複数の物質並びに動植物性油脂由来の脂肪酸の反応生成物	1.0	2.5	1.5	1.0	2.5	2.5	通し番号328に該当するものを除く。
495	動植物性油脂由来の脂肪酸のグリセリルエステル	50	50	50	30	50	50	
496	動植物性油脂由来の脂肪酸のジシクロヘキシルアミン塩	1.6	-	-	-	1.6	-	
497	動植物性油脂由来の脂肪酸のメチルエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
498	動物性油脂及びワロウのうち一又は複数の物質	*	*	*	*	*	*	通し番号416に該当するものを除く。
499	2-ドデセニルコハク酸	1.0	-	2.0	-	2.0	2.0	カリウム塩及び無水物を含む。
500	トリエチンプロパノールアミン	10	10	10	1.0	10	10	100℃を超える温度で食品に接触する厚さ0.1mmを超える部分に使用してはならない。
501	トリエタノールアミン	*	*	*	*	*	*	
502	トリエタノールアミン及びマレイン酸修飾処理されたトール油脂脂肪酸の反応生成物	10	10	10	0.50	10	10	被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の分子量1000以上の重合体又はその構成成分として使用する場合を除く。
503	トリエチルアミン	2.9	10	10	2.9	10	10	
504	トリエチレンジグリコール	*	*	*	*	*	*	
505	トリエチレンジグリコールのモノブチルエーテル	5.0	5.0	12	-	12	12	
506	トリエチレンジグリコールのラウリルエーテル及びマレイン酸のエステル	6.0	6.0	6.0	-	6.0	6.0	
507	トリエチレンジアミン	*	*	*	*	*	*	
508	トリエチレンテトラミン	0.060	0.001	0.10	-	0.10	0.10	
509	トリエトキシシラン	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	
510	トリエトキシビニルシラン	6.0	-	6.0	-	6.0	6.0	

511	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン, N, N'-ビス(3-アミノプロピル)-エチレンジアミン及びN-ブチル-2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジンアミンを主な構成成分とする重合体	-	0.30	-	-	0.30	0.30	分子重量1000以上のものに限る。
512	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン, 1, 6-ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニルアミノ)ヘキサン並びにジブチルアミン, 2, 4, 4-トリメチル-2-ペンタンアミン及びN-ブチル-2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジンアミンのうち一又は複数を主な構成成分とする重合体	6.0	1.0	3.0	0.60	6.0	3.0	分子重量1000以上のものに限る。
513	トリクロロフェノールのカリウム及びナトリウムのうち一又は複数の塩	*	-	-	-	*	-	
514	トリス(2-エチルヘキサノ酸)モノブチルスズ	0.10	0.10	0.10	-	0.10	0.10	
515	1, 3, 5-トリス(2, 2-ジメチルプロピオン酸アミド)ベンゼン	-	0.025	-	-	0.025	0.025	
516	トリス(チオグリコール酸オクチル)モノオクチルスズ	3.0	-	-	3.0	3.0	-	チオグリコール酸オクチルにおけるオクチル部分は直鎖でないものを含む。
517	トリス(チオグリコール酸アルキル)モノオクチルスズ	-	-	-	3.0	-	-	アルキルの炭素数が10から16までのもの及びそれらの混合物に限る。
518	トリス(チオグリコール酸アルキル)モノメチルスズ	-	-	-	2.0	-	-	アルキルの炭素数が8のものに限る。
519	トリス[2-[(2, 4, 8, 10-テトラ-tert-ブチルジベンゾ[d, f][1, 3, 2]-ジオキサホスフェニン-6-イル)オキシ]エチル]アミン	0.60	0.30	0.30	-	0.60	0.30	
520	1, 1, 3-トリス(4-ヒドロキシ-5-tert-ブチル-2-メチルフェニル)ブタン	0.20	0.30	0.25	0.25	0.30	0.30	
521	1, 1, 3-トリス[2-メチル-4-(亜リン酸ジトリデシル)-5-tert-ブチルフェニル]ブタン	-	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
522	N, N', N''-トリス(2-メチルシクロヘキシル)-1, 2, 3-プロパントリカルボン酸アミド	-	0.25	-	-	0.25	0.25	
523	7, 8, 9-トリデオキシ-3, 5:4, 6-O-ビス-(4-プロピルフェニル)メチレンD-グリセロール-1-クロロノニトール	-	0.75	-	-	0.75	0.75	
524	1, 2, 3-トリデオキシ-4, 6:5, 7-O-ビス[(4-プロピルフェニル)メチレン]ノニトール	-	0.50	0.050	-	0.50	0.50	
525	トリフェニルホスフィン	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
526	1, 1, 1-トリフルオロメタンスルホン酸	1.0	-	-	-	1.0	-	
527	トリフルオロメタンスルホン酸の1-エチル-3-メチルイミダゾリウム塩	-	-	1.0	-	1.0	1.0	
528	トリプロピレングリコール	-	0.13	0.13	-	0.13	0.13	
529	トリプロピレングリコールのモノメチルエーテル	-	-	20	-	20	20	
530	トリプロピル酸	-	-	1.0	-	1.0	1.0	
531	1, 3, 5-トリメチル-2, 4, 6-トリス(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルベンジル)ベンゼン	*	*	*	*	*	*	
532	N, N, N-トリメチル-ベンジルアンモニウム塩	3.0	-	-	-	3.0	-	
533	2-[2-[(2, 2, 4-トリメチルベンチル)フェノキシ]エトキシ]エタンスルホン酸及び2-[2-[(2, 4, 4-トリメチルベンチル)フェノキシ]エトキシ]エタンスルホン酸のうち一又は複数のナトリウム塩	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
534	N, N, N-トリメチル-ヤシ油アルキルアンモニウム塩	-	45	0.030	-	45	45	
535	N, N'-トリメチレン-ビス(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニルプロピオン酸アミド)	-	-	0.40	-	0.40	0.40	
536	トリメチロールプロパン	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
537	3-トリメトキシシリル-1-プロパンチオール	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	
538	N-[3-(トリメトキシシリル)プロピル]-エチレンジアミン	20	20	20	10	20	20	
539	トリメトキシメタン	1.5	1.5	3.0	-	3.0	3.0	
540	トリメリット酸トリアルキル	0.10	5.0	5.0	55	5.0	5.0	各アルキルの炭素数が8及び10のものに限る。
541	トール油脂肪酸及びトリエチレングリコールのエステル	-	0.25	-	-	0.25	0.25	
542	トール油脂肪酸及びプロピレングリコールのジエステル	3.0	3.0	10	5.0	10	10	
543	なたね油脂肪酸及びプロピレングリコールのエステル	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
544	ナフタレン	0.080	0.040	0.080	0.010	0.080	0.080	
545	ナフテン酸	3.0	0.50	0.50	1.0	3.0	0.50	アルミニウム、カルシウム及びマグネシウムの塩を含む。
546	ナフテン酸の亜鉛塩	3.0	-	-	1.0	3.0	-	
547	ナフテン酸のコバルト塩	*	-	-	-	*	-	
548	ナフテン酸のジルコニウム塩	3.0	-	-	-	3.0	-	
549	ナフテン酸の銅塩	3.0	-	-	-	3.0	-	
550	ナフテン酸のマンガン塩	*	-	-	-	*	-	
551	ナフテン酸のリチウム塩	-	-	-	1.0	-	-	
552	β-ナフトール	1.6	-	-	-	1.6	-	
553	ニトリロトリ酢酸のナトリウム塩	*	*	*	*	*	*	
554	ニトリロトリス(メチレンホスホン酸)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	ナトリウム塩を含む。
555	乳酸	*	*	*	*	*	*	・カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。 ・乳酸はアンモニウム塩を含む。
556	乳酸のチタン塩	50	-	30	-	50	30	
557	尿素	*	*	*	*	*	*	
558	二量処理された植物性油脂由来の脂肪酸	0.57	0.57	0.57	-	0.57	0.57	

559	二量処理された不飽和脂肪酸及びプロポキシ化処理されたグリセロールを主な構成成分とする重合体	2.1	2.1	2.1	—	2.1	2.1	・脂肪酸は炭素数が18のものに限る。 ・プロピレングリコールの重合体（プロピレノキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
560	二量処理された不飽和脂肪酸及びプロポキシ化処理されたブタノールのエステル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	・脂肪酸は炭素数が18のものに限る。 ・プロピレノキシドの付加数が4以上のものに限る。
561	二量処理された不飽和脂肪酸及びジエタノールアミンのアミド	3.0	1.1	0.60	1.1	3.0	1.1	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
562	ノルボルナン-2, 3-ジカルボン酸のジナトリウム塩	—	0.31	0.25	—	0.31	0.31	
563	1-バルミチルビリジニウムの塩化物	0.050	—	0.050	—	0.050	0.050	
564	バルミチン酸のマンガン塩	—	0.030	0.030	—	0.030	0.030	
565	ビス [2, 2, 1] -ヘプタン-2, 3-ジカルボン酸のカルシウム塩	—	0.25	—	—	0.25	0.25	
566	ビス (イソプロピル) ナフタレン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
567	1, 3 : 2, 4-O-ビス (4-エチルベンジリデン) -ソルビトール	—	*	—	—	*	*	
568	ビス [3-エチル-5-メチル-4-(N-マレイミド) フェニル] メタン	—	2.0	2.0	—	2.0	2.0	
569	2, 4-ビス (オクチルチオ) -6-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルアニル) -1, 3, 5-トリアジン	0.50	0.50	0.50	1.0	0.50	0.50	
570	2, 4-ビス (オクチルチオメチル) -6-メチルフェノール	0.20	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
571	N, N'-ビス (サリチリデン) -1, 2-プロパンジアミン	—	—	—	2.0	—	—	
572	N, N'-ビス (2, 6-ジイソプロピルフェニル) -カルボジイミド	1.6	1.0	2.0	1.0	2.0	2.0	
573	1, 4-ビス (3, 4-ジヒドロキシフェニル) -2, 3-ジメチルブタン	—	*	*	*	*	*	
574	N, N'-ビス [3-(3, 5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキシフェニル) プロピオン] -ヒドラジン	0.10	0.25	0.20	0.20	0.25	0.25	
575	2-[4, 6-ビス (2, 4-ジメチルフェニル) -1, 3, 5-トリアジン-2-イル] -5-オクチルオキシフェノール	—	0.30	0.30	—	0.30	0.30	・油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。 ・100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
576	N-[3, 5-ビス (2, 2-ジメチルプロピオンアミノ) フェニル] -2, 2-ジメチルプロピオン酸アミド	—	0.025	—	—	0.025	0.025	
577	1, 3 : 2, 4-O-ビス (3, 4-ジメチルベンジリデン) -ソルビトール	—	*	—	—	*	*	
578	4, 4'-ビス (α, α-ジメチルベンジル) ジフェニルアミン	0.30	—	0.50	—	0.50	0.50	
579	N, N-ビス (水素化処理されたナタネ油アルキル) -メチルアミン-N-オキシド	—	0.10	—	—	0.10	0.10	
580	ビス (チオグリコール酸アルキル) ジオクチルスズ	—	—	—	3.0	—	—	アルキルの炭素数が10から16までのもの及びそれらの混合物に限る。
581	ビス (チオグリコール酸アルキル) ジメチルスズ	—	—	—	2.5	—	—	アルキルの炭素数が8のものに限る。
582	ビス (チオグリコール酸オクチル) ジオクチルスズ	2.0	2.0	2.0	5.0	2.0	2.0	チオグリコール酸オクチルにおけるオクチル部分は直鎖でないものを含む。
583	ビス (チオグリコール酸) ジオクチルスズ及び1, 4-ブタンジオールのエステル	—	—	—	1.5	—	—	
584	1, 6-ビス (2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニルアミノ) ヘキサン、メチル化処理された2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン及びホルホルリンを主な構成成分とする重合体	—	0.30	0.30	—	0.30	0.30	分子量1000以上のものに限る。
585	N, N'-ビス (2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニル) -イソフタル酸ジアミド	0.50	—	0.50	—	0.50	0.50	
586	ビス (ノニルフェニル亜リン酸) ベンタエリスリチル	—	—	1.0	—	1.0	1.0	
587	N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) -脂肪酸アミド	*	*	*	*	*	*	脂肪酸の炭素数が12から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
588	ビス [3-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸] (1, 2-ジオキソエチレン) ビス (イミノエチレン)	*	*	*	*	*	*	
589	ビス [3-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸] チオエチレン	0.50	0.030	0.50	—	0.50	0.50	
590	2, 6-ビス [(2-ヒドロキシ-3-ノニル-5-メチルフェニル) メチル] -4-メチルフェノール	—	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
591	3, 3-ビス (4-ヒドロキシ-3-tert-ブチルフェニル) 酪酸及びエチレングリコールのジエステル	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50	
592	ビス (2-ヒドロキシプロピル) アミン	3.0	—	0.0006	—	3.0	0.0006	
593	2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) プロピオン酸	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	
594	ビス (4-tert-ブチル安息香酸) ヒドロキシアリミニウム	—	1.0	—	—	1.0	1.0	
595	2, 5-ビス (5'-tert-ブチル-2-ペンソキソサゾリル) チオフェン	1.0	1.0	1.0	0.050	1.0	1.0	

596(1)	ビス (マレイン酸モノアルキルエステル) ジオクチルスズ	-	-	-	5.0	-	-	・アルキルの炭素数が2、6から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号596(2)、596(3)又は596(4)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号596(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
596(2)	ビス (マレイン酸モノシクロヘキシル) ジオクチルスズ	-	-	-	5.0	-	-	通し番号596(1)、596(3)又は596(4)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号596(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
596(3)	ビス (マレイン酸モノベンジル) ジオクチルスズ	-	-	-	5.0	-	-	通し番号596(1)、596(2)又は596(4)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号596(3)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
596(4)	ビス (マレイン酸モノメトキシブチル) ジオクチルスズ	-	-	-	5.0	-	-	通し番号596(1)、596(2)又は596(3)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号596(4)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
597	N、N'-ビス (2-メチルフェニル) -エチレンジアミン	-	-	-	2.0	-	-	
598	2、6-ビス (1-メチルヘプタデシル) -4-メチルフェノール	0.30	-	-	-	0.30	-	
599	1、3:2、4-O-ビス (メチルベンジリデン) -ソルビトール	-	*	*	-	-	*	
600	3、3-ビス (メトキシメチル) -2、5-ジメチルヘキサシ	-	0.030	-	-	0.030	0.030	
601	9、9-ビス (メトキシメチル) -9H-フルオレン	-	0.030	-	-	0.030	0.030	
602	2、4-ビス (ラウリルチオメチル) -6-メチルフェノール	0.30	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
603	ヒドロキシアルキルスルホン酸及び不飽和脂肪酸スルホン酸のうち又は複数のナトリウム塩	1.0	0.20	10	-	10	10	・脂肪酸スルホン酸は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・ヒドロキシアルキルスルホン酸は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
604	4-ヒドロキシ安息香酸アルキル	1.0	1.0	1.0	0.10	1.0	1.0	・アルキルの炭素数が3のものに限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
605	4-ヒドロキシ安息香酸エチル	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
606	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	*	*	*	*	*	*	
607	4-ヒドロキシ安息香酸を主な構成成分とする重合体	30	10	-	-	30	10	分子量1000未満のものに限る。
608	β- [(ヒドロキシエチル) アミノ] アルキル第二級アルコール	2.0	3.0	3.0	1.0	3.0	3.0	アルキルの炭素数が11から14までのもの及びそれらの混合物に限る。
609	N-(2-ヒドロキシエチル) -イミダゾリジノン	1.5	-	-	0.60	1.5	-	
610	1-(2-ヒドロキシエチル) -2-(8-ヘプタデセニル) -2-イミダゾリン	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
611	2-ヒドロキシ-4-オクチルオキシベンゾフェノン	2.0	0.50	1.0	0.50	2.0	1.0	
612	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチル安息香酸2、4-ジ-tert-ブチルフェニル	*	*	*	*	*	*	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
613	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチル安息香酸バルミチル	-	*	*	-	*	*	
614	2-(2'-ヒドロキシ-3',5'-ジ-tert-ブチルフェニル) -5-クロロペンゾトリアゾール	1.0	1.0	1.0	0.50	1.0	1.0	
615	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルフェニルプロピオン酸アルキル	5.0	-	5.0	-	5.0	5.0	アルキルの炭素数が8のものに限る。
616	3-(4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸アルキル	-	0.060	-	-	0.060	0.060	アルキルの炭素数が13から15までのもの及びそれらの混合物に限る。
617	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルフェニルプロピオン酸及び1、6-ヘキサシジエールのジエステル	1.0	-	0.50	-	1.0	0.50	
618	3-(4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸ステアリル	2.5	6.0	2.5	2.5	6.0	6.0	
619	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルベンジルホスホン酸ジエチル	-	-	0.20	-	0.20	0.20	
620	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルベンジルホスホン酸モノエチルのカルシウム塩	0.50	0.25	0.50	0.20	0.50	0.50	
621	12-ヒドロキシステアリルアルコール	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
622	12-ヒドロキシステアリン酸	*	*	*	*	*	*	アルミニウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩、重合体並びに重合体のステアリン酸エステルを含む。
623	12-ヒドロキシステアリン酸アミド	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	
624	12-ヒドロキシステアリン酸の亜鉛塩	2.5	2.5	2.0	0.020	2.5	2.5	
625	12-ヒドロキシステアリン酸のグリセリルエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
626	12-ヒドロキシステアリン酸のリチウム塩	0.50	0.50	0.50	1.0	0.50	0.50	
627	2-ヒドロキシ-1-[4-(2-ヒドロキシエトキシ) フェニル] -2-メチル-1-プロパノン	-	-	0.10	-	0.10	0.10	

628	2-(2'-ヒドロキシ-3'-tert-ブチル-5'-メチルフェニル)-5-クロロペンゾトリアゾール	1.0	1.0	0.50	0.50	1.0	1.0	
629	3-(4-ヒドロキシ-3-tert-ブチル-5-メチルフェニル)プロピオン酸及びトリエチレングリコールのジエステル	1.0	1.0	5.0	1.0	5.0	5.0	
630	(4-ヒドロキシ-3-tert-ブチル-5-メチルフェニル)プロピオン酸の2, 4, 8, 10-テトラオキサスピロ[5.5]ウンデカン-3, 9-ジイルビス(2, 2-ジメチル-2, 1-エタンジイル)ジエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
631	2-ヒドロキシ-4-ヘキシルオキシベンゾフェノン	0.50	—	—	—	0.50	—	
632	1-ヒドロキシ-メタンсульフィン酸のナトリウム塩	3.0	—	—	—	3.0	—	
633	2-ヒドロキシ-2-メチル-1-オキソプロピル化処理されたα-メチルスチレンを主な構成成分とする重合体	2.1	—	—	—	2.1	—	分子量1000未満のものに限る。
634	4-ヒドロキシメチル-2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	*	*	*	*	*	*	
635	2-(2'-ヒドロキシ-5'-メチルフェニル)ペンゾトリアゾール	5.0	5.0	10	5.0	10	10	
636	2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン	0.50	0.30	0.30	0.50	0.50	0.30	
637	ヒドロキノン	0.20	—	—	—	0.20	—	
638	ピニルトリメトキシシラン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
639	N-ピニル-ピロリドン	—	—	0.30	—	0.30	0.30	
640	α-ピネン及びフェノールを主な構成成分とする重合体	—	50	48	—	50	50	分子量1000未満のものに限る。
641	4, 4'-ビフェニレンジ亜ホスホン酸テトラキス(2, 4-ジ-tert-ブチルフェニル)	1.0	0.70	1.0	0.20	1.0	1.0	
642	ピリチオンの亜鉛塩	0.050	0.080	0.50	0.10	0.50	0.50	
643	ピリチオンのナトリウム塩	0.050	0.020	0.050	0.001	0.050	0.050	
644	ピロリン酸及びジブチルアミンのモノアミド	1.6	—	—	—	1.6	—	
645	ピロリン酸P, P-ジオクチル及び2-プロパノールのチタン塩	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0	
646	ピロリン酸のヒペラジン塩	1.6	1.6	1.6	—	1.6	1.6	
647	2-フェニルインドール	—	—	—	1.0	—	—	
648	1-フェニル-1, 3-エイコサンジオン及び1-フェニル-1, 3-オクタデカンジオンのうち一又は複数の物質	—	—	—	1.0	—	—	
649	3-(フェニルスルホニル)ベンゼンスルホン酸のカリウム塩	0.035	—	—	—	0.035	—	
650	2-フェニルフェノール及び4-フェニルフェノールのうち一又は複数の物質	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
651	フェニルホスホン酸	—	—	0.010	—	0.010	0.010	
652	フェニルホスホン酸の亜鉛塩	—	—	2.0	—	2.0	2.0	
653	4-(フェニルメトキシ)フェノール	—	—	—	2.0	—	—	
654	2, 2'-(1, 4-フェニレン)ビス(3, 1-ベンゾオキサジン-4-オン)	—	—	1.0	—	1.0	1.0	
655	N, N'-フェニレンビス(メチレン)-ビス(12-ヒドロキステアリン酸アミド)	8.6	8.6	8.6	—	8.6	8.6	
656	フェノチアジン	4.0	—	0.12	2.0	4.0	0.12	
657	フェノール及びメチルフェノールのうち一又は複数の硫酸エステル塩	—	—	5.0	—	5.0	5.0	・アンモニウム及びナトリウムの塩に限る。 ・フェノール又はメチルフェノールは、エトキシ化(エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。)及びスチレン修飾されたものに限る。
658	tert-ブタノール	*	*	*	—	*	*	
659	ブタノールのアルミニウム塩	10	—	10	—	10	10	
660	ブタノールのチタン塩	35	0.050	20	—	35	20	重合体を含む。
661	フタル酸エチルエトキシカルボニルメチル	*	—	—	—	*	—	
662	フタル酸オクチルデシル	—	—	—	30	—	—	
663	フタル酸ジイソブチル	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0	
664	フタル酸ジエチル	*	—	*	—	*	*	
665	フタル酸ジオクチル	30	2.0	30	50	30	30	
666	フタル酸ジシクロヘキシル	50	76	50	20	76	76	
667	フタル酸ジデシル	9.5	—	—	50	9.5	—	デシルは直鎖でないものを含む。 ノニルは直鎖でないものを含む。
668	フタル酸ジノニル	5.0	5.0	5.0	50	5.0	5.0	
669	フタル酸ジヘキシル	—	—	—	30	—	—	
670	フタル酸バルミチルスチアリル	—	—	—	3.0	—	—	
671	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	—	—	—	50	—	—	油脂及び脂肪性食品を含有する食品に接触する部分に使用してはならない。ただし、溶出または浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合は除く。
672	フタル酸ビス(2-ブトキシエチル)	—	—	40	—	40	40	
673	フタル酸ブチルベンジル	6.0	6.0	6.0	33	6.0	6.0	
674	フタル酸ブトキシカルボニルメチルブチル	*	—	—	*	*	—	
675	1, 3-ブタンジオール	—	—	—	*	—	—	
676	1, 4-ブタンジオール	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
677	1, 3-ブタンジオール及びメタクリル酸のジエステル	0.30	0.30	0.50	0.30	0.50	0.50	
678	1, 2, 3, 4-ブタンテトラカルボン酸1, 2, 3, 4-テトラキス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジン)	—	0.15	—	—	0.15	0.15	
679	ブタン-1, 2, 3, 4-テトラカルボン酸テトラキス(1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピペリジン)	—	0.50	—	—	0.50	0.50	
680	4, 4'-ブチリデンビス(6-tert-ブチル-3-メチルフェニルエリン酸ジトリデシル)	1.5	2.0	1.5	0.50	2.0	2.0	

681	4, 4'-ブチリデンビス (2-tert-ブチル-5-メチルフェノール)	0.60	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	
682	4-tert-ブチル安息香酸	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
683	4-tert-ブチル安息香酸の亜鉛塩	—	—	—	0.50	—	—	
684	ブチル化処理されたビスフェノールA	—	—	—	2.0	—	—	
685	4-tert-ブチルカテコール	1.0	—	—	—	1.0	—	
686	N-ブチル-カルバミン酸3-オード-2-プロピニル	0.30	—	—	—	0.30	—	
687	2-ブチル-2-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルベンジル) マロン酸ビス (1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)	7.5	1.0	1.0	—	7.5	1.0	
688	tert-ブチルヒドロキノン	*	—	*	*	*	*	
689	tert-ブチルヒドロペルオキシド	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
690	N-ブチル-ベンゼンスルホン酸アミド	6.0	—	6.0	—	6.0	6.0	
691	tert-ブチルホスホン酸のカルシウム塩	—	0.15	—	—	0.15	0.15	
692	2-tert-ブチル-6-メチル-4-[(3-[(2, 4, 8, 10-テトラ-tert-ブチルジベンゾ [d, f] [1, 3, 2] ジオキサホスフェピン-6-イル) オキシ] プロピル) フェノール	0.50	0.50	0.50	0.20	0.50	0.50	
693	1, 2-ブチルシル化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたシヨ糖	4.0	4.0	4.0	—	4.0	4.0	1, 2-ブチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
694	不飽和脂肪酸及びソルビタンのモノエステル、ジエステル及びトリエステルのうち又は複数の物質	*	*	*	*	*	*	脂肪酸は炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
695	不飽和脂肪酸及び直鎖脂肪族一価アルコールのエステル	30	5.0	30	30	30	30	・脂肪酸は炭素数が4から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪族一価アルコールは炭素数が1から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
696	不飽和脂肪酸及び分枝脂肪族一価アルコールのエステル	*	*	*	*	*	*	・脂肪酸は炭素数が16, 18のもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。 ・脂肪族一価アルコールは炭素数が3から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
697	フマル酸	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
698	フマル酸ジブチル	1.6	1.0	0.50	—	1.6	1.0	重合体を含む。
699	フマル酸ビス (2-エチルヘキシル)	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	
700	2-プロパノール及びびラウリルベンゼンスルホン酸のチタン塩	4.0	—	2.5	—	4.0	2.5	
701	2-プロパノールのチタン塩	2.0	2.0	2.0	0.020	2.0	2.0	
702	N, N'-1, 3-プロパンジイル-ビス (N'-ステアリル-尿素)	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	
703	プロピルトリメトキシシラン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
704	プロピレングリコール単独重合体	*	*	*	*	*	*	ジプロピレングリコール及びトリプロピレングリコールを除く。
705	プロモ酸2-ニトロブチル	—	—	0.0005	—	0.0005	0.0005	
706	2-ブチル-2-ニトロ-1, 3-プロパンジオール	5.0	5.0	5.0	1.0	5.0	5.0	
707	分子量1000以上の不飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	・遺伝毒性の懸念がある物質並びに通し番号108(2)及び412に該当するものを除く。 ・常温常圧で固形状でないものに限る。 ・炭素数が9以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・芳香族炭化水素を含む。
708	分子量1000以上の飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	・脂環式炭化水素を含む。 ・常温常圧で固形状でないものに限る。 ・炭素数が8以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号108(2)及び412に該当するものを除く。
709	分子量1000未満の不飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	・遺伝毒性の懸念がある物質並びに通し番号412, 544及び566に該当するものを除く。 ・炭素数が9以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・芳香族炭化水素を含む。
710	分子量1000未満の飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	・脂環式炭化水素を含む。 ・炭素数が8以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
711	ヘキサ (ステアリン酸) ジペンタエリスリチル	0.50	—	—	1.0	0.50	—	
712	1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサメチルジシラザン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
713	ヘキサメチレンジイソシアネート	—	—	—	5.0	—	—	
714	ヘキサメチレンテトラミン	*	*	*	*	*	*	
715	N, N'-ヘキサメチレン-ビス [3-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸アミド]	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
716	ヘキサメチレンビス (12-ヒドロキシステアリン酸アミド)	3.5	3.5	3.5	2.0	3.5	3.5	
717	ヘキシルトリメトキシシラン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	

718	ヘプタン酸	—	—	—	1.0	—	—	アルミニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。
719	ヘプタン酸のリチウム塩	—	—	—	0.60	—	—	
720	N-ベンジル-N, N-ジメチル-アルキルアンモニウムの塩化物	3.0	3.0	10	—	10	10	アルキルの炭素数が8から20までのもの及びそれらの混合物に限る。
721	1, 2-ベンゾイソチアゾロン	1.0	2.0	1.0	0.20	2.0	2.0	ナトリウム塩を含む。
722	4-(2-ベンゾキサゾリル)-4'-(5-メチル-2-ベンゾキサゾリル)スチルベン	0.050	0.030	1.0	0.050	1.0	1.0	
723	ベンゾグアナミン	35	—	0.20	—	35	0.20	
724	1, 2, 3-ベンゾトリアゾール	0.50	0.10	0.50	—	0.50	0.50	
725	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール	10	10	10	5.0	10	10	
726	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)フェノール	3.0	1.0	10	2.0	10	10	
727	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-メチル-6-アルキルフェノール	5.0	—	5.0	5.0	5.0	5.0	アルキルの炭素数が12のものに限る。
728	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-(1-メチル-1-フェニルエチル)-4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
729	ペンタエリスリトール	*	*	*	*	*	*	
730	ペンタエリスリトール及びホスホン酸モノアルキルの環状ジエステル	1.0	—	1.0	—	1.0	1.0	各アルキルの炭素数が13のものに限る。
731	16, 18-ペンタトリアコンタンジオン及び18, 20-ヘプタトリアコンタンジオンのうち又は複数の物質	—	—	—	0.040	—	—	
732	2, 2, 5, 7, 8-ペンタメチル-6-クロマノール	—	—	0.008	—	0.008	0.008	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
733	ホウ酸及び飽和脂肪酸のグリセリルエステル	2.0	2.0	2.0	4.0	2.0	2.0	・カルシウム塩を含む。 ・脂肪酸は炭素数が16, 18のもの及びそれらの混合物に限る。
734	飽和脂肪酸及び直鎖脂肪族一価アルコールのエステル	50	5.0	50	40	50	50	・脂肪酸は炭素数が4から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪族一価アルコールは炭素数が1から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
735	飽和脂肪酸及び分枝脂肪族一価アルコールのエステル	30	2.0	30	30	30	30	・脂肪酸は炭素数が12から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪族一価アルコールは炭素数が3から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
736	飽和脂肪酸の銀塩	0.020	—	—	—	0.020	—	・脂肪酸は炭素数が14, 16及び18のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸は直鎖のものに限る。
737	飽和脂肪酸のコバルト塩	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
738	飽和脂肪酸の銅塩	3.0	—	—	—	3.0	—	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
739	飽和脂肪酸のビスマス塩	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
740	飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	・脂環式炭化水素を含む。 ・炭素数が2から7までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
741	没食子酸	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	
742	没食子酸アルキル	1.6	0.001	0.001	5.0	1.6	0.001	・アルキルは直鎖のものに限る。 ・各アルキルの炭素数が3, 8及び12のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
743	マルチトール	—	—	—	*	—	—	
744	マレイン酸	3.0	—	3.0	3.0	3.0	3.0	
745	マレイン酸ジアリル	0.50	—	—	—	0.50	—	
746	マレイン酸ジオクチルスズ	1.0	0.10	0.10	5.0	1.0	0.10	エステル化処理されたもの及び重合体を含む。
747	マレイン酸ジブチル	5.0	—	—	—	5.0	—	
748	マレイン酸修飾処理された脂肪酸	11	10	10	10	11	10	脂肪酸は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、不飽和脂肪酸である場合は、炭素数が16から18までのものに限る。
749	マレイン酸修飾処理されたトール油脂肪酸	1.1	1.1	1.1	—	1.1	1.1	
750	マレイン酸ビス(2-エチルヘキシル)	48	—	48	—	48	48	
751	マレイン酸モノエチル	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0	
752	無水コハク酸	*	*	*	—	*	*	
753	無水5-(2, 5-ジオキソテトラヒドロフリル)-3-メチル-3-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
754	無水トリメリット酸	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
755	無水ピロメリット酸	1.0	1.0	2.0	—	2.0	2.0	

756	無水フタル酸	*	—	*	—	*	*
757	無水3-ヘキサデセニルコハク酸	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0
758	無水マレイン酸	1.0	1.0	1.0	3.0	1.0	1.0
759	無水4-メチル-1, 2-シクロヘキサジカルボン酸	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50
760	無水メチルシクロヘキサセン-1, 2-ジカルボン酸	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0
761	メタクリル酸グリシジル	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
762	メタクリル酸3-(トリメトキシシリル)プロピル	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0
763	メタクリル酸2-ヒドロキシエチル及びビリン酸のエステル	1.0	—	—	—	1.0	—
764	メタノール	*	*	*	*	*	*
765	N-メチル-イソチアゾロン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	塩酸塩を含む。
766	2-メチルオキシラン	*	—	*	—	*	*
767	N-メチル-カルバミン酸2-sec-ブチルフェニル	0.45	—	0.45	—	0.45	0.45
768	N-メチル-5-クロロイソチアゾロン	5.0	5.0	5.0	0.10	5.0	5.0
769	N-メチル-ジエタノールアミン	—	—	0.030	—	0.030	0.030
770	4-メチル-2-ジオキソソラン	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0
771	N-メチル-タウリン及びヤシ脂肪酸のアミドのナトリウム塩	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
772	メチルトリメトキシシラン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0
773	N-メチル-ピロリドン	*	*	*	*	*	*
774	4-メチルベンゼンスルホン酸	5.0	0.50	0.50	0.50	5.0	0.50
775	2-メチルベンゼンスルホン酸アミド	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50
776	4-メチルベンゼンスルホン酸アミド	5.0	—	0.30	—	5.0	0.30
777	メチレンジチオシアネート	0.20	0.20	0.20	—	0.20	0.20
778	2, 2'-メチレンビス(4-エチル-6-tert-ブチルフェノール)	1.0	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0
779	2, 2'-メチレンビス(6-シクロヘキシル-4-メチルフェノール)	2.0	2.0	2.0	0.010	2.0	2.0
780	2, 2'-メチレンビス(4, 6-ジ-tert-ブチルフェニル)リン酸のナトリウム塩	2.0	2.0	2.0	0.30	2.0	2.0
781	2, 2'-メチレンビス(4, 6-ジ-tert-ブチルフェニル)リン酸の水酸化アルミニウム塩	1.2	1.2	1.2	0.25	1.2	1.2
782	4, 4'-メチレンビス(2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール)	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50
783	N, N'-メチレンビス(ステアリン酸アミド)	0.050	0.50	0.50	—	0.50	0.50
784	4, 4'-メチレンビス(フェニルカルバミン酸)ジステアリル	—	—	1.2	—	1.2	1.2
785	2, 2'-メチレンビス[6-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルチル)フェノール]	6.0	0.40	2.0	—	6.0	2.0
786	2, 2'-メチレンビス[6-(1-メチルシクロヘキシル)-4-メチルフェノール]	—	0.20	0.20	5.0	0.20	0.20
787	2, 2'-メチレンビス(4-メチル-6-ニルフェノール)	—	—	2.0	2.0	2.0	2.0
788	2, 2'-メチレンビス(4-メチル-6-tert-ブチルフェノール)	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
789	2-(メトキシカルボニルアミノ)-1H-ベンゾイミダゾール	—	5.0	3.0	3.0	5.0	5.0
790	1-(2-メトキシ-1-メチルエトキシ)-2-プロパノール	0.050	0.050	0.50	—	0.50	0.50
791	3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール	1.0	1.0	5.0	1.0	5.0	5.0
792	メラミン	1.5	0.10	0.010	—	1.5	0.10
793	3-メルカプトプロピオン酸ジオクチルスズ	—	—	—	2.0	—	—
794	2-メルカプトベンゾイミダゾール	—	—	0.20	—	0.20	0.20
795	2-メルカプトベンゾチアゾールの亜鉛塩	0.20	—	—	—	0.20	—
796	2-メルカプトベンゾチアゾールのナトリウム塩	*	—	—	—	*	—
797	綿実脂肪酸及びプロピレングリコールのジエステル	3.0	3.0	10	5.0	10	10
798	モノブチルスズオキシド	0.50	0.050	0.050	0.020	0.50	0.050
799	モルホリン	*	*	*	—	*	*
800	モンタン酸2-ヒドロキシエチル	*	—	*	*	*	*
801	モンタンワックス	*	*	*	*	*	*
802	モンタンワックス脂肪酸	10	5.0	10	5.0	10	10
803	ヤシ油アルキルアミン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
804	ヤシ油脂肪酸のステアリルエステル	—	0.050	0.050	—	0.050	0.050
805	N-ラウリル-グアニジンの塩酸塩	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0
806	ラウリルベンゼンスルホン酸のイソプロピルアミン塩	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50
807	ラノリン脂肪酸の2-オクチルデシルエステル	8.0	—	1.0	—	8.0	1.0
808	リシノール酸	5.0	2.0	10	3.0	10	10
809	リシノール酸の亜鉛塩	—	—	—	3.0	—	—
810	リシノール酸のグリセリルエステル	—	0.010	10	—	10	10
811	硫酸アルキル	*	*	*	*	*	*
812	硫酸エチルの1-エチル-3-メチルイミダゾリウム塩	—	0.13	0.13	—	0.13	0.13
813	硫酸修飾処理された動植物性油脂	—	0.10	0.10	0.090	0.10	0.10

814	リン酸オレイル	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50	カリウム塩を含む。
815	リン酸ジアルキル及びリン酸モノアルキルのうち一又は複数の物質	2.5	2.5	2.5	—	2.5	2.5	・各アルキルの炭素数が8、13及び18のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・カリウム及びナトリウムの塩を含む。 ・材質区分3に使用する場合を除き、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。 ・リン酸ビス(2-エチルヘキシル)に使用する場合を除き、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
816	リン酸ジエチル、リン酸ジブチル、リン酸モノエチル及びリン酸モノブチルのうち一又は複数の物質	—	—	0.50	—	0.50	0.50	
817	リン酸ジステアрил及びリン酸モノステアрилのうち一又は複数の亜鉛塩	1.0	—	—	3.0	1.0	—	
818	リン酸ジフェニル2-エチルヘキシル	*	*	*	*	*	*	
819	リン酸ジフェニルメチルフェニル	—	—	40	—	40	40	
820	リン酸トリエチル	0.50	—	0.050	—	0.50	0.050	
821	リン酸トリス(2-エチルヘキシル)	0.50	—	—	—	0.50	—	
822	リン酸トリフェニル	1.5	0.10	25	—	25	25	
823	リン酸トリブチル	1.0	0.010	0.50	0.010	1.0	0.50	
824	リン酸ビス(4-tert-ブチルフェニル)のナトリウム塩	—	0.50	—	—	0.50	0.50	
825	リン酸2-エトキシエチル	—	20	20	—	20	20	ナトリウム塩を含む。
826	リン酸モノトリデシルのモルホリン塩	1.0	—	—	—	1.0	—	
827	レシチン	*	*	*	*	*	*	通し番号412に該当するものを除く。

備考
a 材質区分別使用制限欄は、次に定めるとおりとする。
① 「—」は、材質区分別使用制限欄に掲げる量が使用不可であることを示す。
② 「*」は、表中の物質が、第1表に対応する材質区分欄に示す物質に対して、目的とする特性を発揮する最少量として、合成樹脂を設計する際に事業者の責任で設定する使用量とするものを示す。
b 特記事項欄において特段の定めがある場合は、使用温度、対象食品、材質の厚さ、食品への直接接触の有無、使用量の和に係る事項の記載がある場合とする。
c 1つの通し番号において、複数の物質が示され、かつ、示される物質について混合物の制限が無い場合、その通し番号には、示される複数の物質の混合物及び複塩を含む。また、その通し番号において示される複数の物質の混合物又は複塩を使用する場合、材質区分別使用制限はその混合物又は複塩に対して適用する。